

各種要領等

北海道建設部営繕工事共通費取扱要領

1 共通事項

- (1) 本要領は、北海道建設部営繕工事共通費積算基準（以下「共通費積算基準」という。）に基づき、共通仮設費率表、現場管理費率表及び一般管理費等率表を用いて、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等を計上する場合の要領とする。
- (2) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の項目は共通費積算基準による。
- (3) 複数棟の同種工事を一括して発注する場合、共通費算出対象額は合算した金額とする。
- (4) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いるT（工期）については、契約の日から工期末までの期間（工期内に自主施工期間がある場合は、当該自主施工期間を減じることとする。）の日数とする。
指定部分の工期は、共通仮設費及び現場管理費における算定に用いる工期（T）に用いない。なお、月単位の換算については、工期の日数を「30日/月」にて除した値とし、小数点以下第2位を四捨五入して1位止めとする。
- (5) 設計変更等に伴う共通費の変更については、次のとおり取扱う。
 - ① 工期前に工事が完成する場合の共通費の算定は、当該短縮に伴う共通仮設費率及び現場管理費率を求め、調整を行う。
 - ② 工事一時中止があった場合のT（工期）については、その期間を除くこととする。
- (6) 共通仮設費率、現場管理費率及び一般管理費等率を算定する場合の費用には、諸経費対象外費用を含まないものとする。
- (7) 新営工事及び改修工事等の区分は次のとおりとする。
新営工事・・・建築物を新築、改築又は増築することをいう。
改修工事・・・建築物の耐用年数又は経済的耐用年数まで建築物の機能を維持するために、計画的に機能を修復することをいう。
修繕工事・・・建築物又は建築設備の各部位が局部破壊等をした場合に修復することをいう。

2 共通仮設費

- (1) 共通仮設費率による計上
 - ① 共通仮設費の算出基準
$$\text{共通仮設費（円未満切捨）} = \{(\text{直接工事費} - \text{共通仮設費対象外費用}) \times \text{共通仮設費率}\}$$
 - ② 共通仮設費率は、直接工事費（諸経費対象外費用を控除した額）に対応する率（共通費積算基準「別表-1～7」）とする。
 - ③ 共通仮設費対象外費用（仕分け1）
 - ・ 諸経費対象外費用
 - ④ とりこわし工事（本体工事に含ませて発注する場合を含む。）に対する共通仮設費率は、共通費積算基準「別表-8」による。
ただし、本体工事と不可分の状態で行う内装材とりこわし、躯体の一部とりこわし等（処分費等を除く。）については、部分とりこわしとして計上し、本体工事の率による共通仮設費の対象とする。
 - ⑤ 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事の内、2つ以上を合併して発注する場合は、各工種毎の直接工事費（諸経費対象外費用を控除した額）に対応する率とする。
- (2) 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の共通仮設費の算定は、次の工種別に新営工事と改修工事の直接工事費の合計額に対応する共通仮設費率をそれぞれ求め、それぞれの直接工事費に乗じて算定した額の合計額を共通仮設費の額とする。
 - ① 建築工事

- ② 電気設備工事
- ③ 機械設備工事
- ④ 昇降機設備工事
- ⑤ 土木（外構）工事
- ⑥ とりこわし工事

(3) 積上げによる計上（円単位）

建築敷地等の状況に応じて下記の項目を積上げ計上する。

また、積算上と実施上の仮設が異なる場合もあるが、指定仮設及び施工条件を明示した任意仮設以外は一般的には任意であるため設計変更の対象としない。

なお、仮囲い等の存置日数が長期間に及ぶ場合は、仮設材の損料単価と買取単価を比較検討すること。

① 工事施設費

ア) 仮囲い及びゲート（指定仮設）

イ) 仮設建物等

監督員事務所、現場事務所、仮設現場倉庫、作業用下小屋、仮設便所(快適トイレを除く。)等の仮設建物等は共通仮設費率に含まれているが、離島等は積上げ計上とする。

ウ) 仮設道路等（指定仮設）

工事用車両等の進入仮設道路、建設機械等の足下回り及び資材置き場等とする。仮設道路については、敷鉄板敷き込み又は砂利敷きとする。

エ) 作業員宿舎、資材置場等の軟弱地盤対策、歩道構台等。

② 環境安全費

ア) 交通誘導警備員の配置等

③ 屋外整理清掃費

ア) 除雪費

④ 機械器具費

ア) 揚重機械器具

⑤ その他

ア) 室内空气中化学物質の濃度測定費

イ) 分析による石綿含有建材の調査

ウ) とりこわし仮設費

安全管理、合図等の要員に要する費用、振動・騒音の測定に係る測定機器類費用等を必要に応じて計上する。

エ) 道路その他占有料及び復旧費

道路及び私有地を使用して支払われる費用について計上する。

オ) 借地及び借家費

借地及び借家の費用で駐車場は含まない。

カ) 設計図書による現場環境改善費

キ) 石綿粉じん濃度測定費

ク) 六価クロム溶出試験費

ケ) レディーミクストコンクリート単位水量測定費

コ) PCB含有シーリング材の判定試験費

(4) 木製建具工事を分離発注する場合の取扱い

木製建具工事を分離発注する場合の共通仮設費は、木製建具工事には計上せず、建築工事（本体工事）の直接工事費に木製建具工事の直接工事費を加算し、対応する率により計上する。ただし、明らかに分離することの出来る共通仮設費（指定仮設等）は木製建具工事に計上することが出来る。

なお、共通仮設費の取扱いについては、特記仕様書等設計図書に明記すること。

(5) 監督員事務所の設置

① 建築工事

監督員事務所は原則として、共通仮設費率により計上する。

イ) 監督員事務所の設置数

監督員事務所の設置数は、原則として同一敷地現場に一棟とする。

監督員事務所は、発注区分毎に設置するかしないかを特記仕様書により指定するものとし、共通仮設費率は、共通費積算基準「別表 1、2 及び 8」による。

監督員事務所を設置しない場合は、共通仮設費率(Kr)に以下の補正値を乗じる。

直接工事費	1000 万円未満	1000 万円以上 50 億円以下	50 億円を超える
補正値	0.887	$0.738 + 0.0162 \times \text{Log e } P$	0.988
P は、公共建築工事共通費積算基準 別表における P：直接工事費（千円） 注 1） 補正式による値は小数点以下第 4 位を四捨五入して 3 位止めとする。 注 2） 設計変更においては、変更後の P に対応した値を変更後の Kr に乗じる。			

ロ) 監督員事務所の規模

監督員事務所の規模は、公共建築工事標準仕様書 2. 3. 1（監督職員事務所、受注者事務所等）によるものとし、次表の工事対象建物面積を参考に決定する。

建物延べ面積(m ²)	100～575	576～2,500	2,501～4,500	4,501～11,000	11,001 以上
監督員事務所	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号

② 設備工事

監督員事務所は建築工事に計上するため、原則として計上しない。なお、共通仮設費は減しない。（※設備工事の共通仮設費率には監督員事務所が含まれていないため）設備単独発注（屋外照明灯工事、尿尿浄化槽工事等）の場合は、別途積み上げ計上とする。

3 諸経費（現場管理費、一般管理費等）

1) 一般事項

- (1) 諸経費（現場管理費、一般管理費等）率は、原則として調整しない。
- (2) 特殊な専門工事を分離発注する場合の諸経費は別に定める。
- (3) 諸経費対象外費用（円単位）（仕分け 3）

下に該当する項目は、諸経費算出対象額から控除する。

- ① 産業廃棄物処分費
- ② 建設発生土処分費

- ③ 再資源化施設等受入費
- ④ 有価物処分費
- ⑤ 循環税相当額
- ⑥ 本受電後の電力基本料金
- ⑦ 積上げ計上した仮設水費（使用料）
- ⑧ 工事に伴う湧水等を公共下水道に排出する場合の費用（下水道料金のみ）

2) 外注工事（円単位）（仕分け2）

(1) 機械設備工事

- ① 専門工事（諸経費を見積計上）

3) 現場管理費

(1) 現場管理費の算出基準

$$\text{現場管理費（円未満切捨）} = \{(\text{純工事費} - \text{諸経費対象外費用}) \times \text{現場管理費率}\}$$

- (2) 現場管理費率は、純工事費（諸経費対象外費用を控除した額）に対応する率（共通費積算基準「別表9～16」）とする。
- (3) 新営工事と改修工事を同一工事で発注する場合の現場管理費の算定は、新営工事と改修工事の純工事費の合計額に対応する現場管理費率をそれぞれ求め、それぞれの純工事費に乗じて算定した額の合計額を現場管理費の額とする。
- (4) 現場管理費率の調整

イ. 離島で工事を行う場合

- 1. 離島における積算にあたっては、地理的条件、その他特殊事情に配慮し、実情に応じた適切な単価及び価格を用いることを原則とする。

2. 上記1によらない場合は、工事毎に下記に示す率まで加算して現場管理費率を補正することができる。

（加算率）	建築工事	7%
	電気設備工事	5%
	機械設備工事	5%

（注意）小規模建築物や木造建築物等は、上記1により積算する。

ロ. 山間地で建設敷地が生活道路に接しない場合

現場管理費率の補正は、5%まで加算することができる。

3) 一般管理費等

(1) 一般管理費等の算出基準

$$\text{一般管理費等（円未満切捨）} = \{(\text{工事原価} - \text{諸経費対象外費用}) \times \text{一般管理費等率}\}$$

※外構工事は千円未満切捨

- (2) 一般管理費等率は、工事原価（諸経費対象外費用を控除した額）に対応する率（共通費積算基準「別表17～19」）とする。
- (3) 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格が一万円単位となるように一般管理費等を調整する。
ただし、工事価格が50万円未満の場合は千円単位となるように一般管理費等を調整する。

4) 住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用

(1) 集合住宅及び戸建住宅（寄宿舍）の取扱い

- ① 集合住宅に係る資力確保措置費用については、国土交通大臣が指定した「住宅瑕疵担保責任保険法人」から保険料（非課税）及び検査手数料について、見積を徴収し一般管理費等に加算する。

② 建築、電気、機械、建具などに分離発注する場合は建築工事に計上する。工事を工区を分けて発注する場合は、それぞれの工区の建築工事に一括計上する。

(2) 別棟の付属建築物等

土地取得費、別棟の付属建築物(管理事務所、集会所、物置、自転車置場、受水槽、その他これに類するもの)、屋外配管設備(電気、ガス、水道、下水道等の供給処理管、設備等で当該住棟の外壁から概ね1m以遠の部分)、外構施設(よう壁、道路、通路、車場、植栽、遊戯施設、その他これに類するもの)、解体工事費

上記「別棟の付属建築物等」の用途であっても、本体工事と構造上一体的に建設されるものについては、本体工事とみなす。

(3) 設計変更の取扱い

設計変更の場合は、当初設計内訳書の資力確保措置費用の額を設計変更後の額とする。(設計変更しても額の変更はしない。)

5) 契約保証費

(1) 契約の保証を必要とする場合には、共通費積算基準「別表20」契約保証費率を加算するものとする。

(2) 契約保証費の算出基準

契約保証費(円未満切捨) = {(工事原価 - 諸経費対象外費用) × 契約保証費率}

(3) 契約保証費率は、共通費積算基準「別表21」による。

(4) 設計変更の取扱い

設計変更の場合は、当初設計内訳書の契約保証費の額を設計変更後の契約保証費の額とする。(設計変更しても額の変更はしない。)

6) とりこわし工事

(1) とりこわし工事の現場管理費率、一般管理費等率は、共通費積算基準「別表16」及び「別表17」による。

(2) 本体工事と合併して発注される場合の取扱い

① 現場管理費は、共通費積算基準「別表16」を適用する。

② 一般管理費等は、本体工事の工事原価と合算した額に対応する率とし、共通費積算基準「別表17」を適用する。

③ 本体工事と不可分の状態で行う内装材とりこわし、躯体の一部とりこわし等については、部分とりこわしとして計上し、本体工事の諸経費率による(本体工事が新営工事の場合は新営工事の諸経費率、改修工事の場合は改修工事の諸経費率)

7) 木製建具(分離発注)

(1) 木製建具の分離発注に係る現場管理費率・一般管理費等率は、共通費積算基準「別表16」及び「別表17」による。

(2) 営繕工事積算標準単価表を用い積算する場合の諸経費対象範囲は、次のとおりとする。

① 木製建具単価は諸経費対象外とする。(見積りを徴し単価を設定しており、建具単価に諸経費相当額を含んでいる。)

② 建具建付手間及びガラス工事単価は、諸経費対象外とする。(歩掛りにその他(下請け)経費を含んでいる。)

③ 木製建具金物価格は、材料費のみの単価であるため諸経費対象とする。

(3) 見積による木製建具単価に諸経費相当額を含んでいる場合も、(2)①と同様とする。

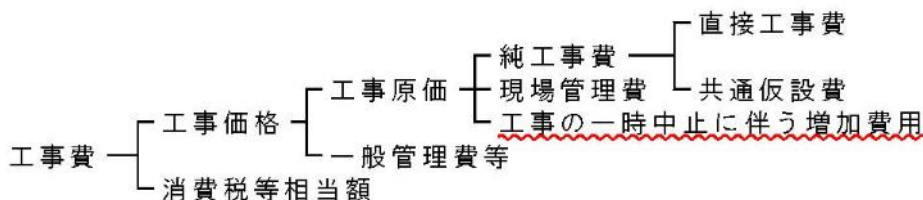
4 工事の一時中止に伴う費用増加の取扱い

受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。一時中止に伴う費用増加については以下のとおり取り扱うものとする。

1) 工事の一時中止に伴う増加費用は、受注者が作成した中止期間中の工事現場の維持・管理に関する計画(「基本計画書」)に基づき、当該費用の内容(項目・数量)の必要性を受 発注者で協議したうえで算定する。

2) 工事の一時中止に伴う増加費用の計上は、工事再開以降の設計変更項目とは区分して計上する。

- 3) 工事の一時中止に伴う増加費用は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用及び工事の再開準備に要する費用（「中止期間中の現場維持等の費用」）に工事の一時中止に伴う本支店における増加費用を加算したものとする。
- 4) 中止期間中の現場維持等の費用は、内訳書に「工事の一時中止に伴う増加費用」として、原契約の工事費とは別に計上する。
- 5) 増加費用の計上箇所
- 工事の一時増加に伴う増加費用は、工事原価内で計上し、一般管理費等の対象とする。このため、当該費用には一般管理費等を含めない。



5 追加工事等の取扱い

追加工事等とは、次の工事をいい、これらの工事の共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）は、表1-1、表1-2、表1-3及び別紙1のとおり取り扱うものとする。

1) 追加工事

追加工事とは、本工事受注者との特命随意契約により発注される工事とする。（単体と共同企業体、あるいは、共同企業体の構成員が異なる場合は別業者とみなす。）

2) 分割工事

分割工事（この節を適用するものに限る。）とは、発注者、工種（建築、建具、弱電設備、強電設備、受変電設備、暖房設備、衛生設備、空気調和設備）、発注時期及び発注等級が同一で、一棟の建築物を分割する工事のうち、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」の適用を受ける工事とする。

3) 合併工事

合併工事とは、建築工事、電気設備工事、機械設備工事、昇降機設備工事、土木工事、とりこわし（解体）工事のうち、二つ以上を組み合わせ発注する工事とする。

(1) 共通仮設費及び現場管理費は、それぞれの工事種別毎の共通仮設費及び現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。

ただし、工事内容、工事費及び工期から適切と判断できる場合は、主たる工事以外の工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

(2) 一般管理費等は、それぞれの工事種別の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。

追加工事等に伴う共通費の取扱い

1 追加工事

表1-1

発注時期	工事区分	共通仮設費の取扱い	諸経費	
			現場管理費の取扱い	一般管理費等の取扱い
本工事受注者との特命随契による追加発注	直接工事費に対応する率で算定する場合	本工事と追加発注による工事を一括して発注したとして算定した共通仮設費の額から、本工事の共	本工事と追加発注による工事を一括して発注したとして算定した現場管理費の額	本工事と追加発注による工事を一括して発注したとして算定した一般管理費等の額から、本工事の一般管理

		通仮設費の額を控除した額とする。	から、本工場の現場管理費の額を控除した額とする。	費等の額を控除した額とする。
	積み上げにより算定する場合	現場の実態に応じて先行する工事と後で発注される工事が一体となって使用できる仮設計画を立て重複のないよう適正に計上する。		

2 分割工事

表 1-2

(「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」の適用を受けるものに限る。)

区 分	共通仮設費の取扱い	諸 経 費	
		現場管理費の取扱い	一般管理費等の取扱い
直接工事費に対応する率で算定する場合	率は同一工種の直接工事費の合計額に対する率とし、それぞれの直接工事費に、当該率を乗じて共通仮設費を算出する。	率は同一工種の純工事費の合計額に対する率とし、それぞれの純工事費に、当該率を乗じて現場管理費を算出する。	率は同一工種の工事原価の合計額に対する率とし、それぞれの工事原価に、当該率を乗じて一般管理費等を算出する。
積み上げにより算定する場合	それぞれ必要に応じて積み上げ計上する。	それぞれ必要に応じて積み上げ計上する。	

3 合併工事

表 1-3

発注時期	工事区分	共通仮設費の取扱い	諸 経 費	
			現場管理費の取扱い	一般管理費等の取扱い
同時発注	直接工事費に対応する率で算定する場合	それぞれの種別ごとの直接工事費(諸経費対象外費用を控除した額)に対応するそれぞれの種別の共通仮設費率により計上する。	1 建築+土木工事の場合 2 設備+土木工事、とりこわし+土木工事の場合 3 建築、電気設備、機械設備、とりこわし相互の合併発注の場合 それぞれの種別ごとの現場管理費に関する定めにより算定し、それらの合計による。	一般管理費等はそれぞれの工種の工事原価の合計額に対する主たる工事の一般管理費等率により算定する。
	積み上げにより算定する場合	それぞれ必要に応じて積み上げ計上する。		
本工事受注者との特命随契による追加発注	直接工事費に対応する率で算定する場合	同時発注に準ずる取扱いとする。		
	積み上げにより算定する場合	現場の実態に応じて先行する工事と後で発注される工事が一体となって使用できる仮設計画を立て重複のないよう適正に計上する。		

※ 工事内容、工事費及び工期から適切と判断できる場合は、主たる工事以外の工事を主たる工事に含め、主たる工事の定めにより共通仮設費及び現場管理費を算定することができる。

北海道建設部営繕工事設計単価策定要領

(平成17年 1月4日一部改正) (平成18年 5月1日一部改正)
(平成25年 7月1日一部改正) (平成26年 1月1日一部改正)
(平成26年4月15日一部改正) (平成27年 4月1日一部改正)
(平成27年6月 1日一部改正) (平成27年10月1日一部改正)
(平成28年4月 1日一部改正) (平成29年 4月3日一部改正)
(令和 2年4月 1日一部改正) (令和 4年 4月1日一部改正)

1 目的

この要領は北海道建設部建築局が施行する営繕工事における設計単価策定についての基本的事項を定めることにより、適正な積算に資することを目的とする。

2 用語の定義

- イ. 単価表とは、北海道建設部「営繕工事積算標準単価表」をいう。
- ロ. 物価資料とは、(一財)建設物価調査会発行の「建設物価」、「web 建設物価」、「建築コスト情報」及び、(一財)経 済調査会発行の「積算資料」、「積算資料電子版又は積算資料別冊」、「建築施工単価」をいう。

3 設計単価の優先順位

設計単価に適用する優先順位は、次のとおり。

- ① 単価表 : 北海道建設部建築局が策定した全道統一単価及び地区単価。
- ② 地方資材単価 : 各建設管理部が策定した地方単価。(以下、「地方単価表」という。)
- ③ 物価資料 : 刊行物に掲載されている価格により策定した単価。
- ④ 見積策定単価 : 見積書の徴収により策定した単価。

4 設計単価策定方法

端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。

イ. 地方単価表による場合

地方単価を採用する場合は、各建設管理部の地方単価表により、地域割増等を確認のうえ単価を策定すること。

ロ. 物価資料による場合

- (1) 両調査機関の物価資料に価格が掲載されている場合は、原則として平均値を採用し、一方の調査機関の物価資料にのみ価格が掲載されている場合は、その価格を採用する。

ただし、上記によりがたい場合は別途考慮する。

- (2) 平均値を採用する場合の端数処理は有効数字上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

上記の端数処理を行った結果、物価資料の掲載価格の方が有効桁が多い場合は、掲載価格の有効桁を採用する。

1つの物価資料にのみ掲載される場合は、掲載された価格をそのまま採用する。

- (3) 物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算をおこなった結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

- (4) 物価資料に掲載されている地区は、最寄りの道内都市、北海道、全国、東京の順に採用するものとし、市場単価の採用は「札幌地区」とする。
- (5) 大口、小口需要者価格の扱いについては、当該工事における資材の使用量に応じて選択する。
- (6) 掲載価格が公表価格（メーカー等の販売希望価格）である場合は、見積りによる設計単価決定の参考資料とし、設計単価としては採用しない。

ハ、見積りによる場合

- (1) 見積りの徴取は、あらかじめ所属長の決裁を得て施行するものとし、資材等の名称、規格（形状、寸法、品質等）、見積有効期限、取引数量及び納入時期等の条件を明示した書面（様式1、2）により見積依頼を行う。

なお、見積の範囲、規格等の条件明示については、設計図等（姿図、詳細図等）を添付することで、これに代えることができる。

- (2) 見積徴取先の選定は、過去の納入実績、企業規模、製品の品質や性能等を考慮して適正に行うこととする。

なお、国土交通大臣省官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿」「設備機材等評価名簿」に記載されている製造業者等については、これを満たしているものとする。

- (3) 見積りを徴取する業者数は、原則として3社以上から徴取する。ただし、特殊な資材等で製造業者等が3社に満たない場合は、この限りでない。

なお、見積りの徴取に関しては次によることとする。

- 1) 3社以上の見積徴取先は工事箇所の市町村及び振興局管内を第1次優先とし、見積徴取先がない場合は隣接する振興局管内を第2次優先とする。

以降は他の北海道管内等（電気設備・機械設備機材）とする。

- 2) この場合、地方における異常値を確認するために、札幌市と周辺地区（札幌地区という）からも2社以上参考見積りを徴取する。

- 3) 札幌地区の平均値と比較して、 $\pm 20\%$ 以内に入らない見積りがある場合は、各見積業者に対してヒアリング等により見積条件等の確認を行い、見積価格に誤りがある場合は、再度見積りを徴取する。

以上によっても $\pm 20\%$ 以内に入らない場合は、最低見積価格を参考に決定するが、当該見積りの関係書類を建築保全課建築技術係に提出する。

- 4) 類似品(同一品名で形状、寸法、品質等が異なるもの)の取扱いを厳格に行い、大きなくくりとせず、類似品の適用区分は、例えば金属工事において製作金物と既製金物に区分することや、建具工事において建具本体とガラスは区分することとする。

- (4) 見積りは、次の内容について徴取する。

- 1) 前年度に当該資材等の使用実績がある場合

- ① 当年度の見積価格
- ② 前年度の見積価格及び取引実勢価格（以下、実勢資料という。）

- 2) 類似品が、単価表または物価資料に掲載されている場合

- ① 当該資材等の見積価格
- ② 当該資材等の類似品の見積価格

- (5) 実勢資料は1社につき1件以上とし、取引実勢価格を確認できる書類（領収書の写し等）を添付させる。

なお、前年度の取引事例が少ない場合は、前々年度の実勢資料も含めることができるものとし、実勢資料の優先順位は、北海道の発注工事、国・市町村等の発注工事、民間発注工事の順とする。

- (6) 類似品とは、同一品名で規格（形状、寸法、品質等）が異なるもの又は類似品目で規格が同程度のものをいう。

- (7) 前年度見積価格と当年度見積価格に大きな価格差がある場合は、その理由を見積書（様式2-1、2-2の変動理由欄）に記載させ、妥当でない判断される場合には採用しない。

(8) 見積りによる設計単価は、各社の見積価格のうち最低価格を参考に決定し、次により査定を行う。

査定は原則最低見積価格について行い、査定に用いる実勢資料及び類似品見積価格は最低価格見積業者の見積書のものとする。

なお、以下の方法による査定が困難な場合は、見積価格の詳細を確認して、建築保全課建築技術係と協議を行い、査定方法を決定すること。

1) 前年度実勢価格を確認する書類が提出された場合

$$\text{設計単価} = A \times C / B \quad A: \text{当年度見積価格}$$

(ただし、 $C/B \leq 1.0$ とする。) $B: \text{前年度見積価格}$

$C: \text{前年度実勢価格}$

2) 類似品が単価表または物価資料に掲載されている場合

$$\text{設計単価} = A \times E / D \quad A: \text{当該資材等見積価格}$$

(ただし、 $E/D \leq 1.0$ とする。) $D: \text{類似品見積価格}$

$E: \text{単価表または物価資料の類似品価格}$

※ C/B 、 E/D は、小数第3位を四捨五入し小数第2位とする。

なお、計算過程における単位は、小数点第3位までを有効とする。

※ 類似品については、見積もり品目の単価設定条件（資材のみ・手間のみ・材工共の単価）と同一とすること。

※ E/D については、原則として類似品3品目の平均により決定する。ただし、特殊な資材等で類似品3品目に満たない場合は、この限りでない。

※ 類似品3品目の端数処理は、小数点第4位を四捨五入し小数第3位とする。

3) 類似品がない場合の取扱い

全ての見積業者に掛率（実際の商取引において予想される割引率）を聞き取りし、それぞれの見積価格にそれぞれの掛率を乗じた価格の平均値を設計単価とする。

(9) システムとして捉えるべきもの、または、材工共での見積りなど資材毎の単価比較になじまないものは、工種毎の見積価格の合計で比較を行い、最低価格を参考に設計単価を策定する。

なお、資材のみの見積価格と歩掛かりにより設計単価を決定する場合は、資材毎に単価を比較する。

(10) 各見積業者による見積合計金額の平均値の±20%以内に入らない見積りがある場合は、各見積業者に対してヒアリング等により見積条件等の確認を行い、見積価格に誤りがある場合は、再度見積りを徴取する。

以上によっても±20%以内に入らない場合は、最低見積価格を参考に決定するが、当該見積りの関係資料を建築保全課建築技術係に提出する。

(11) 見積り単価の端数処理は、有効数字上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

ニ. カタログ等による場合

メーカー等が発行するカタログや価格表については、ロ.(6)物価資料の公表価格と同様に取り扱うものとする。

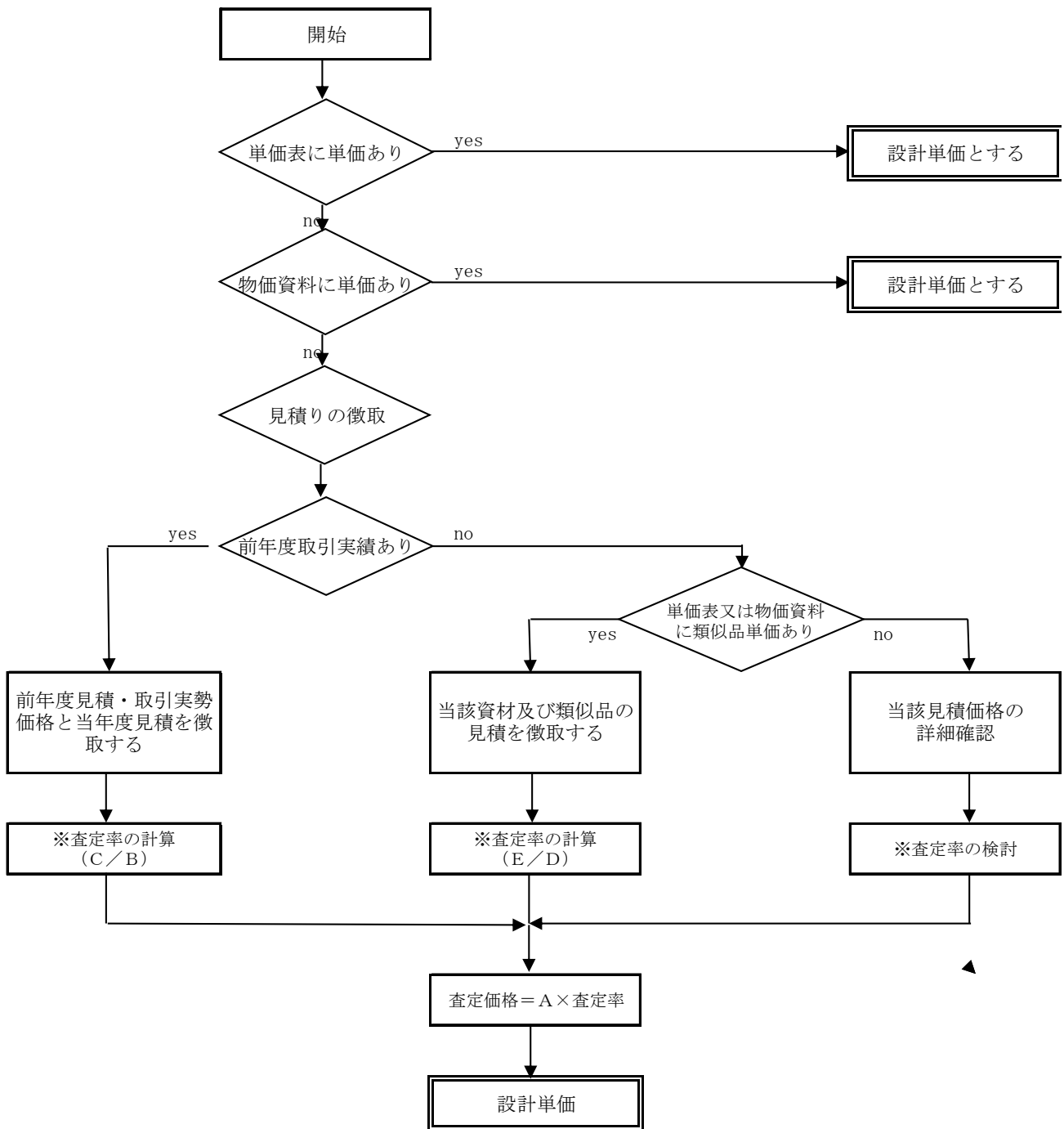
ホ. 設計単価の決定は「見積りによる単価策定書」（様式3-1、3-2）に関係資料の写しを添付し、建築保全課建築技術係の確認を受けた上で、所属長の決裁を受けることとする。

ヘ. 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。

なお、単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。

ト. 細目別内訳書に計上する単価で、標準歩掛り等により算出された単価は、一円までとする。

営繕工事設計単価策定フロー



A : 当年度 (当該) 見積価格

B : 前年度見積価格

C : 前年度実勢価格

D : 類似品見積価格

E : 単価表、物価資料の類似品価格

※算出した査定率が 1 を超える場合は 1 とする。

(様式1)

〇〇第 号

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇 様

北海道建設部〇〇局〇〇課長

見積書の提出依頼について

工事費積算上の参考資料とするため、下記の製品等についての見積書の提出をお願いいたします。

記

製品等名称	別添見積書名称欄のとおり
品 種 ・ 寸 法	別添見積書 ・ 図面記載 のとおり
見積書有効期間	別添見積書のとおり
取引数量	別添見積書数量欄のとおり
支払条件	現金
受渡条件	現場渡し ・ 工場渡し
工事場所	〇〇〇〇〇〇〇〇
法定福利費	見積金額には、法定福利費を含むものとする。 (法定福利費とは、雇用保険法、健康保険法、介護保険法及び厚生年金保険法に規定されている事業主が負担する福利費である。なお、製品製造工場の労働者の法定福利費は、製品価格に含むものとする。)

提出期限 〇〇年〇〇月〇〇日

問合せ先 北海道建設部〇〇局〇〇課〇〇係

担当者職氏名 〇〇 〇〇〇〇

電 話 011-231-4111 (内線〇〇-〇〇〇)

FAX 011-〇〇〇-〇〇〇〇

(様式 3 - 1)

〇〇課長	課長補佐			係長	設計者
				建築保全課確認欄	
				係長	担当

下記の工事について、別添のとおり見積りによる単価を決定する。

記

工 事 名

見積りによる単価策定書

工種： 金属工事

(金額の単位はすべて円)

品名	形状寸法・品質規格等	区分	数量	単位	当年度(当該)見積価格				(A)採用見積価格 イ社	(B)前年度 見積価格	(C)前年度 実勢価格	査定率(≦1.0)	設計単価 (A)×査定率 ※1	(A)×査定率
					イ社	ハ社	金額	単価						
資材1	7桁製 W 200*H 600	材工	100	m ²	16,110	1,611,000	17,200	1,720,000	18,200	1,820,000		C/B= 0.75	12,100	12,083
資材2	7桁製 L=2000	材工	20	m	5,100	102,000	4,800	96,000	5,500	110,000		C/B= 0.75	3,830	3,825
資材3	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ製 φ150	材工	10	箇所	3,300	33,000	3,000	30,000	3,500	35,000		C/B= 0.75	2,480	2,475
資材4	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ製 φ75	材工	4	箇所	75	300	80	320	90	360		C/B= 0.75	56	56
合計					採用	1,746,300		1,846,320		1,965,360		イ社		
当年度見積価格の平均値														
						1,852,660		平均値の+20%	2,223,192			なし		
								平均値の-20%	1,482,128			なし		
類似品	形状寸法・品質規格等	区分	数量	単位	類似品の見積価格				(D)採用 類似品価格 イ社	(E)単価表・物価資料 の類似品価格		出典		
資材1の類似品	7桁製 W 100*H 600	材工	100	m ²	イ社	金額	400,000	単価	4,000	ハ社	金額			
資材2の類似品	7桁製 L=1500	材工	20	m			40,000		2,000					
資材3の類似品	ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞ製 φ200	材工	10	箇所			10,000		1,000					

備考欄

※1 査定後の単価

最低価格見積業者の類似品3個の平均により査定率を決定する。

1,000円以上 有効上位3桁
1,000円未満 10円単位
100円未満 1円単位
(端数処理は四捨五入)

査定率

0.75 (3つの平均)

●小数点3位を四捨五入し
小数点2位。

0.75 (少数第4位を四捨五入)

0.75 (少数第4位を四捨五入)

0.75 (少数第4位を四捨五入)

0.75 (少数第4位を四捨五入)

0.75 (少数第4位を四捨五入)

0.75 (少数第4位を四捨五入)

0.75 (少数第4位を四捨五入)

0.75 (少数第4位を四捨五入)

0.75 (少数第4位を四捨五入)

0.75 (少数第4位を四捨五入)

見積りによる単価策定書 (類似品がない場合)

工種: ○○工事

2

(単位:円)

	品名	形状寸法・品質規格等	区分	数量	単位	当年度(当該)見積価格					
						イ社		ロ社		ハ社	
						単価(A)	金額	単価(A)	金額	単価(A)	金額
見積価格(A)	資材1	アルミ製 W 200*H 600	材工	100	m ²	16,110	1,611,000	17,200	1,720,000	22,500	2,250,000
	資材2	アルミ製 L=2000	材工	20	m	5,100	102,000	4,800	96,000	8,000	160,000
	資材3	ステンレス製 φ150	材工	10	箇所	3,300	33,000	3,000	30,000	5,600	56,000
	資材4	ステンレス製 φ75	材工	4	箇所	75	300	80	320	140	560
			合計				1,746,300		1,846,320		2,466,560
		当年度見積価格の平均値				2,019,727		平均値の+20%		2,423,672	
								平均値の-20%		1,615,781	
		上限・下限乖離見積業者						上限乖離該当見積業者		ハ社	
								下限乖離該当見積業者		なし	

掛率等	聞き取りした内容	聞き取りを行った年月日	○年○月○日	○年○月○日	○年○月○日
		相手方の氏名	○○ ○○	○○ ○○	○○ ○○
		見積条件の確認(乖離がある場合)	-	-	一致
		聞き取った掛率 (B)	0.90	0.80	0.80

価格(C) = (A) * (B)	資材1	アルミ製 W 200*H 600	材工	100	m ²	14,499	1,449,900	13,760	1,376,000	18,000	1,800,000
	資材2	アルミ製 L=2000	材工	20	m	4,590	91,800	3,840	76,800	6,400	128,000
	資材3	ステンレス製 φ150	材工	10	箇所	2,970	29,700	2,400	24,000	4,480	44,800
	資材4	ステンレス製 φ75	材工	4	箇所	68	272	64	256	112	448



設計単価	品名	形状寸法・品質規格等	区分	数量	単位	イ社(C)	ロ社(C)	ハ社(C)	業者数(D)	平均値 ΣC/D	設計単価
	資材1	アルミ製 W 200*H 600	材工	100	m ²	14,499	13,760	18,000	3	15,420	15,400
	資材2	アルミ製 L=2000	材工	20	m	4,590	3,840	6,400	3	4,943	4,940
	資材3	ステンレス製 φ150	材工	10	箇所	2,970	2,400	4,480	3	3,283	3,280
	資材4	ステンレス製 φ75	材工	4	箇所	68	64	112	3	81	81

備考欄	設計単価
	1,000円以上 有効上位3桁 1,000円未満 10円単位 100円未満 1円単位 (端数処理は四捨五入)

工事費積算における数値の取扱い（例）

	改定後（平成28年4月1日以降入札適用）	改定前（平成27年4月1日以降入札適用）
積算基準取扱要領		
単価	営繕工事設計単価策定要領による	営繕工事設計単価策定要領による
共通費取扱要領		
共通仮設費（積上分）合計	円単位。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。	円単位。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。
外注工事の低減額	円単位。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。	円単位。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。
共通仮設費	円未満切り捨て	円未満切り捨て
現場管理費	円未満切り捨て	円未満切り捨て
一般管理費等	円未満切り捨てとし、調整後の金額とする。	円未満切り捨てとし、調整後の金額とする。
営繕工事設計単価策定要領		
端数処理	端数処理を行う場合は、原則として四捨五入とする。	
物価資料	原則として平均値を採用し、一方の調査機関の物価資料にのみ価格が掲載されている場合は、その価格を採用する。	原則として平均値を採用し、一方の調査機関の物価資料にのみ価格が掲載されている場合は、その価格を採用する。
	物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理はおこなわない。ただし、単位換算をおこなった結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。	物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理はおこなわない。ただし、単位換算をおこなった結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。（端数処理をおこなう場合は、四捨五入とする。）
	平均値を採用する場合の端数処理は有効数字上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。 上記の端数処理の考え方と平均処理を行う前の資材単価の有効桁が異なる場合は、大きい方の有効桁数を採用する。	平均値を採用する場合の端数処理は有効数字上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。 上記の端数処理の考え方と平均処理を行う前の資材単価の有効桁が異なる場合は、大きい方の有効桁数を採用する。 （端数処理をおこなう場合は、四捨五入とする。）
見積り単価	最低価格	最低価格
見積り単価	有効数字上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。	有効数字上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。（端数処理をおこなう場合は、四捨五入とする。）
細目別内訳書計上単価	細目別内訳書に計上する単価で、標準歩掛り等により算出された単価は、一円までとする。	細目別内訳書に計上する単価で、標準歩掛り等により算出された単価は、一円単位とする。 ただし、一円未満がある場合は小数点第1位を四捨五入し一円単位とする。
標準歩掛り等、代表の単価	標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。なお、単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。	標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。なお、単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。（小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位までとする。）
設計内訳書作成要領		
細目別内訳書	円単位。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。	円単位。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。
共通仮設費（積上分）	円単位。	円単位。
別紙明細書	円単位とし、一式計上する。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。	円単位とし、一式計上する。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。
（中）科目別内訳書	円単位	円単位
共通仮設費対象外費用	円単位	円単位
直接工事費に計上する共通仮設費、現場管理費、一般管理費等	円未満切り捨て	円未満切り捨て
諸経費対象外費用	円単位する。	円単位する。
工事価格	工事価格は一般管理費を調整し、万円未満切り捨てとする。ただし、50万円未満の場合は千円未満切り捨てとする。	工事価格は一般管理費を調整し、万円未満切り捨てとする。ただし、50万円未満の場合は千円未満切り捨てとする。
消費税等相当額	円未満切り捨て	円未満切り捨て

【北海道建設部営繕工事設計単価策定要領】
工事費積算における数値の取扱い（例）

1. はじめに

工事費積算における単価採用や単価算定等に係る数値の取扱いについては、「北海道建設部営繕工事設計単価策定要領」にその運用が定められている。本資料は、上記要領における数値の取扱いに係る運用について、その取扱い例等を取りまとめたものである。

2. 積算に関する数値の取扱いについて

(1) 共通費について

設計内訳書作成要領

1

3 設計内訳書の作成

(4) 金額

⑨算出された金額の範囲内で、原則として工事価格が一万円単位となるように一般管理費等で調整する。ただし、工事価格が50万円未満の場合は千円単位となるように一般管理費等を調整する。

『例1』 共通費の算定

1. 一般管理費等の調整

工事原価	一般管理費等	工事価格
55,555,555	1,444,444 (算定結果)	56,999,999
		56,990,000 (端数処理)
55,555,555	1,434,445 (調整後)	56,990,000

工事費内訳書

(金銭的保証を必要としない場合)

No.

〇〇市道営住宅新築工事 (■■団地★★)

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
1 直接工事費	1	式	55,555,555	
2 共通費				
共通仮設費	1	式	1,222,222	
現場管理費	1	式	2,333,333	
一般管理費等	1	式	1,438,890	工事価格万円止めとなるように調整する
(一般管理費等)		式	(1,444,444)	調整額 △ 5,554 (算定結果)
契約保証費	1	式		
計			4,994,445	
工事価格計	1	式	60,550,000	
消費税等相当額	1	式	6,055,000	消費税率 10 %
工 事 費	1	式	66,605,000	

北海道建設部 建築局〇〇〇〇課

(2) 単価及び価格について

営繕工事設計単価策定要領「4設計単価策定方法 ロ.物価資料による場合」においては、採用や価格算定における運用が定められている。単価及び価格算定における運用は、次の段階毎にそれぞれ定められている。

- ①物価資料に基づく材料価格、材料価格及び仮設材費、市場単価等の単価採用段階
- ②標準歩掛り等（市場単価の補正含む）に基づく単価算定段階
- ③細目別内訳書への単価計上段階

以下においては、運用が適用される各単価及び価格毎に、段階を「①単価採用時」「②単価算定時」「③単価計上時」として整理記載することとする。

営繕工事設計単価策定要領

2**(物価資料に基づく単位及び価格)**

4 設計単価策定方法

ロ. 物価資料による場合

- (1) 両調査機関の物価資料に価格が掲載されている場合は、原則として平均値を採用し、一方の調査機関の物価資料にのみ価格が掲載されている場合は、その価格を採用する。ただし、上記によりがたい場合は別途考慮する。

「①単価採用時」の運用

物価資料に基づき材料価格、複合単価における材料単価及び仮設材費を算定する場合は、積算資料（（一財）経済調査会発行）及び建設物価（（一財）建設物価調査会発行）に掲載されている価格（以下「掲載価格」という。）の平均値（価格）を採用する（以下「採用価格」という。）。市場単価についても同様。

なお、どちらか1誌にしか掲載がない場合は、掲載された価格をそのまま採用する。

『例2』物価資料掲載価格の採用

材料等名称	A誌 掲載価格	B誌 掲載価格	採用価格
〇〇〇	555	566	$(A+B) \div 2$
△△△	666	—(掲載なし)	666

4 設計単価策定方法

ロ. 物価資料による場合

(2) 平均値を採用する場合の端数処理は有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

端数処理※①

上記の端数処理の考え方と平均処理を行う前の資材単価の有効桁が異なっている場合は、大きい方の有効桁数を採用する。

端数処理※②

「①単価採用時」の運用

単価採用時の端数処理は上記※①を基本とするが、掲載価格の平均処理及び※①端数処理により算定された価格が、基となる掲載価格を上回る(下回る)場合があるため、掲載価格の有効数字の桁数と上記※①端数処理による有効数字の桁数を比較し、掲載価格の有効数字の桁数が大きい場合は、掲載価格の有効数字の桁数を採用する。

改訂後

『例3』物価資料採用価格の端数処理

※有効数字上位3

	A誌		B誌		平均値 (A+B)/2		価格※① 有効数字3桁		価格※② 有効数字 AorB最大値		採用価格		以下切り捨て	
	桁数	桁数	桁数	桁数	桁数	桁数	桁数	桁数	桁数	桁数	桁数	改訂前	増減	
百円未満	7.4	2	7.5	2	7.45	3	7.0	1	7.5	2	7.5	2	7.0	0.5
千円未満	151	3	152	3	151.50	4	150	2	152	3	152	3	151	1
	368	3	365	3	366.50	4	370	2	367	3	367	3	366	1
千円以上	1,111	4	1,112	4	1,111.50	5	1,110	3	1,112	4	1,112	4	1,110	2
	1,120	3	1,117	4	1,118.50	5	1,120	3	1,119	4	1,119	4	1,110	9
	1,300	2	1,400	2	1,350.00	3	1,350	3	1,400	2	1,350	3	1,350	0
	990	2	1,020	3	1,005.00	4	1,010	3	1,010	3	1,010	3	1,000	10
	10,350	4	10,360	4	10,355.00	5	10,400	3	10,360	4	10,360	4	10,300	60

「③単価計上時」の運用

細目別内訳書に計上する場合の価格は、「①単価採用時」の運用における採用価格とする。ただし、採用価格が一円未満で細目別内訳書に計上する必要がある場合は、細目別内訳書の金額を円単位とするため、数量又は単価を調整する。

5参照

4 設計単価策定方法

ロ. 物価資料による場合

(3) 物価資料掲載価格、物価資料掲載価格の合算単価及び物価資料掲載価格の単位換算単価の端数処理は行わない。ただし、単位換算を行った結果、小数点以下第3位以降がある場合は小数点以下第2位とする。

「①単価採用時」の運用

平均処理をする前の掲載価格に係る運用である。複数の掲載価格を合算する必要がある場合や掲載価格を単位換算（本→m等に換算）する必要がある場合の価格算出においては、端数処理を基本的に行わない。

『例4』掲載価格の合算等

1.掲載価格の合算が必要な場合

材料※1		材料（掲載）	掲載価格	合算額	掲載価格※2
〇〇〇	A誌	△△△	555	705	705
		□□□	150		
	B誌	〇〇〇	700	700	700

※1 特定の材料価格について、A誌では二つの材料価格を合算する必要がある場合。

※2 A誌においては合算額を掲載価格として扱う。

2.掲載価格の単位換算が必要な場合

材料		単位	掲載価格	単位換算	掲載価格※1
〇〇〇	A誌	本（4m）	2,230	2,230÷4m	557.5
	B誌	m	700	—	700.0

※1 A誌においては、単位換算後の価格を、掲載価格として扱う。

3 設計内訳書の作成

(4) 金額

①細目内訳書の金額欄は、円単位とする。

ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。

「③単価計上時」の運用

細目別内訳書に計上する単価は、「数量×単価」で算出される金額を円単位とするため、一円単位を下限としている。

「物価資料掲載価格に基づく単価」及び「製造業者等の見積価格等に基づく単価」の端数処理は、それぞれの運用による。「標準歩掛り等に基づく単価」の端数処理は、これらに準じて有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とする。

なお、単価の種別に拘わらず、一円未満の単価を細目別内訳書に計上する必要がある場合は、細目別内訳書の金額を円単位とするため、数量又は単価を調整※する。

※ 各単価の単価算定時の運用においては、一円未満の場合は小数点以下第2位までの単価とすることから、細目別内訳書に一円未満の単価を計上する必要がある場合については、数量単位の再設定を個別に行う単価算定（以下「代価」という。）で数量×単位により算定した金額を計上するなどの調整を検討する。

3参照

8参照

『例5』細目別内訳書へ計上する単価の端数処理

「標準歩掛り等による算出単価」

6参照

「細目別内訳書計上単価」

0.55	→	(0.55) ※
5.55	→	6
55.55	→	56
555.55	→	560
5,555.55	→	5,560
55,555.55	→	55,600

「物価資料掲載価格に基づく単価」

3参照

「製造業者等の見積価格等に基づく単価」

8参照

「細目別内訳書計上単価」

0.55	→	(0.55) ※
5.55	→	6
55.55	→	56
555.55	→	560
5,555.55	→	5,560
55,555.55	→	55,600

4 設計単価策定方法

へ 標準歩掛り等で算定した単価を標準歩掛り等に用いる場合は、小数点以下第2位まで算定した単価を代入する。

なお、単価算定時における金額（数量×単価）の有効桁は、小数点以下第2位までとする。

「②単価算定時」の運用

単価算定時における運用である。

なお、代価において計上する単価についても、本運用による。

『例6』 1. 歩掛りで算定した単価を歩掛りに用いる場合

$$5,555.555 \quad \rightarrow \quad 5,555.56$$

2. 単価策定時に複数の補正率を乗じる場合

$$23,300 \times (\text{①}1.15 \times \text{②}1.05 \rightarrow 1.2075) = 28,134.75$$

3 設計内訳書の作成

(4) 金額

③別紙明細書の金額欄は、円単位とし、一式計上する。

ただし、一円未満がある場合は小数第1位を四捨五入し一円単位とする。

「③単価計上時」の運用

別紙明細書にて算定した金額は、細目別内訳書に円単位として一式計上する。

なお、別紙明細書に計上する単価は、細目別内訳書と同様の扱いとする。

6参照

『例7』

別紙明細書

細目別内訳書

55,555

→

55,555

55,555.5

→

55,556

4 設計単価策定方法

ハ. 見積りによる場合

(11) 見積り単価の端数処理については有効数字上位3桁とする。

ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

「①単価採用時」の運用

製造業者又は専門工事業者の見積価格を基に、標準歩掛り等（代価含む）において採用する単価及び価格（以下「採用価格」という。）の端数処理は、有効上位3桁とする。ただし、千円未満の場合は十円単位とし、百円未満の場合は一円単位とし、一円未満の場合は小数点以下第2位とする。

「③単価計上時」の運用

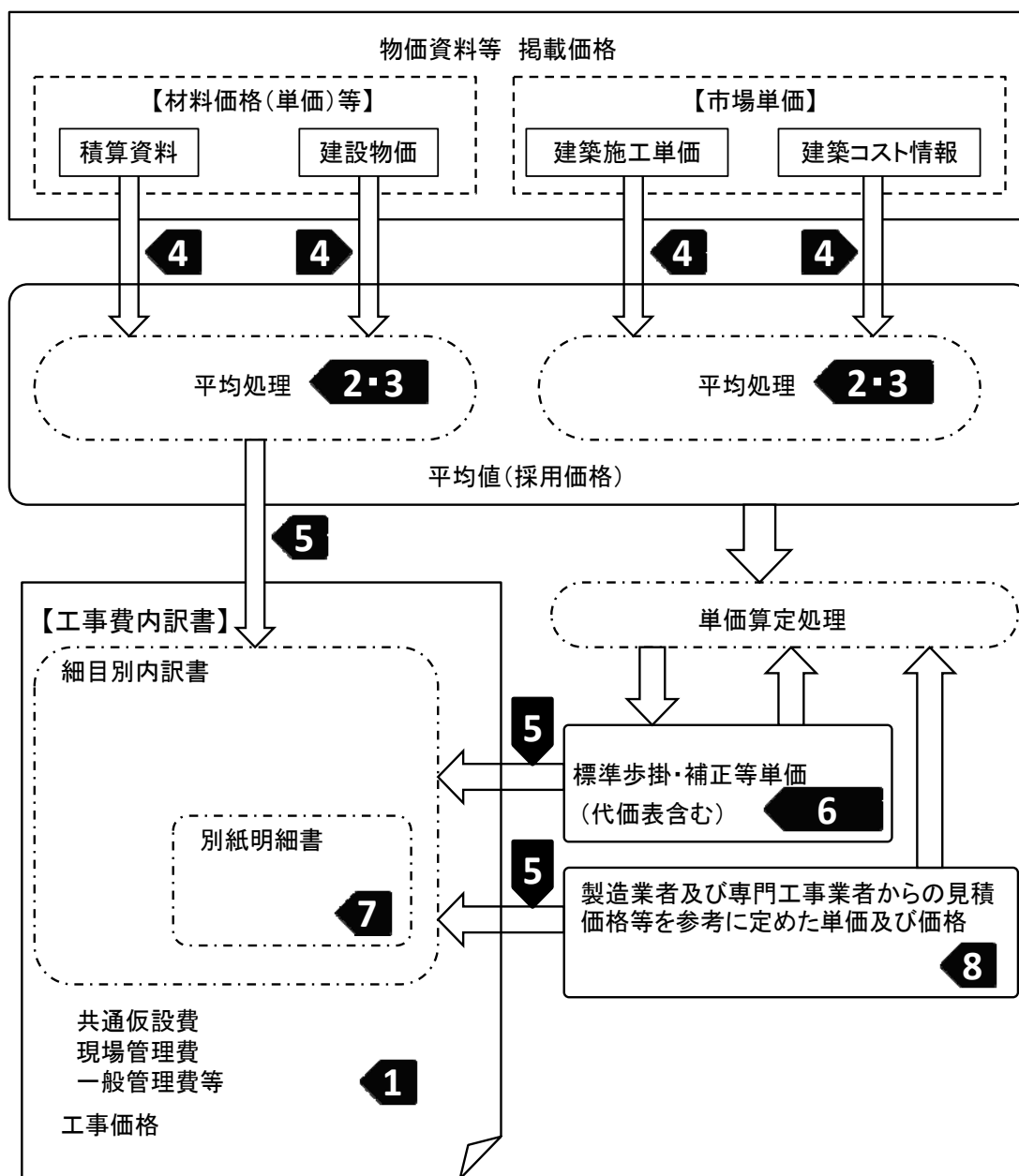
細目別内訳書に計上する場合の価格は、前項「「①単価採用時」の運用」における採用価格とする。ただし、採用価格が一円未満で細目別内訳書に計上する必要がある場合は、細目別内訳書の金額を円単位とするため、数量又は単価を調整する。

『例9』単価算定時の端数処理

単価算定時の単価

0.555	→	0.56
5.55	→	6
55.55	→	56
555.55	→	560
5,555.55	→	5,560
55,555.55	→	55,600

工事費積算に係る数値の取扱とフロー



1 設計内訳書の書式

営繕工事の設計内訳書は、原則として「公共建築工事内訳書標準書式」による。

2 設計内訳書の構成

(1) 構成

設計内訳書は、工事費内訳書、種目別内訳書、科目別内訳書、細目別内訳書、共通仮設費(積上分)細目別内訳書で構成する。

編集順序は下記の番号順とする。

- ① 工事費内訳書 - ② 種目別内訳書
- ③ 科目別内訳書 1 - ④ 中科目別内訳書 1 - ⑤ 細目別内訳書 1
- ⑥ 科目別内訳書 2 - ⑦ 中科目別内訳書 2 - ⑧ 細目別内訳書 2
- ⑨ 科目別内訳書 3 - ⑩ 中科目別内訳書 3 - ⑪ 細目別内訳書 3
- ⑫ 共通仮設費(積上分)細目別内訳書

(2) 内容

① 工事費内訳書

直接工事費、共通費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等、契約保証費）、合計（直接工事費と共通費の合計）、工事価格、消費税等相当額及び工事費等を項目別に区分して計上する。

住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置のための費用を計上したときは、工事費内訳書、一般管理費等の備考欄へ「住宅瑕疵担保履行法による資力確保措置費用を含む」と明示し、公示資料へも同様の表記を行うこととする。

② 種目別内訳書

必要に応じて工事種目の直接工事費に区分して作成する。工事種目の区分は、工事費の支払い等に不都合のないよう留意し、設計図書に従って行う。

③ 科目別内訳書（中科目別内訳書）

工事種目ごとに作成する。工事の種類ごとに科目に区分し、名称、数量、単位、金額及び備考を記載する。
なお、中科目別内訳書は、必要に応じて作成する。

④ 細目別内訳書

各科目を構成する細目について、名称、摘要、数量、単位、単価、金額及び備考を記載する。

⑤ 共通仮設費（積上分）細目別内訳書

積上げによる共通仮設費について、名称、摘要、数量、単位、単価、金額及び備考を記載する。

⑥ 別紙明細書

細目別内訳書に一式計上した細目について、名称、摘要、数量、単位、単価、金額及び備考を記載する。

⑦ 代価表

個別に複合単価を定める場合に作成する。

3 設計内訳書の作成

(1) 数量

「北海道建設部営繕工事積算基準取扱要領」による。

(2) 単価

単価は、「北海道建設部営繕工事設計単価策定要領」によるものとする。なお、物価資料掲載単価に基づくものは、備考欄に「物価資料」と明記する。

(3) 単価の組み合わせ等

単価の端数処理の桁数については、「北海道建設部営繕工事設計単価策定要領」によるものとし、単価を組み合わせる場合については以下による。

- ① 単価を組み合わせる場合又は代価表を作成する場合は、合計後に端数処理を行う。
- ② 塗装工事においては、素地ごしらえ又は錆止め塗料塗りと仕上げ塗装を組み合わせたものを複合単価とし、設計内訳書に計上する。ただし、鉄骨の工場錆止塗装等、単独で計上する必要がある場合はこの限りではない。
- ③ 木製建具工事、内装工事等においては、単価表の材料単価と手間単価を組み合わせ複合単価とし、設計内訳書に計上する。なお、材料単価に物価資料・見積等の単価を採用する場合も同様とする。

(4) 金額

- ① 細目別内訳書の金額欄は、円単位とする。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。
- ② 共通仮設費（積上分）の金額欄は、円単位とする。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。
- ③ 別紙明細書の金額欄は、円単位とし一式計上する。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。
- ④ （中）科目別内訳書の金額欄は、各（中）科目の細目別内訳書の合計額を計上するものとし、円単位とする。
- ⑤ 共通仮設費対象外工事費は、各細目の合計額とし円単位とする。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。
- ⑥ 工事費内訳書に計上する共通仮設費、現場管理費、一般管理費等は円未満切り捨てとする。
- ⑦ 諸経費対象外工事費は、各細目の合計額とし円単位とする。ただし、一円未満がある場合は小数点以下第1位を四捨五入し一円単位とする。
- ⑧ 種目別内訳書の金額欄は、各工事種目の科目別内訳書の合計額（共通仮設を除く）を一式計上する。
なお、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の算出については、「北海道建設部営繕工事共通費取扱要領」の定めによる。
- ⑨ 算出された金額の範囲内で、原則として工事価格が一万円単位となるように一般管理費等で調整する。ただし、工事価格が50万円未満の場合は千円単位となるように一般管理費等を調整する。
- ⑩ 消費税等相当額は、円未満を切捨てとする。

(5) 作成例

種目別内訳書、科目別内訳書及び細目別内訳書の内容は、（一財）建築コスト管理システム研究所発行の「建築工事内訳書標準書式・同解説」及び「公共建築工事内訳書標準書式」に準拠する。

4 変更設計内訳書

設計変更に伴う「単価」の取扱いは原則として既契約時の単価とする。

ただし、設計変更に伴い、設計内訳書に当該設計変更に係る工事に対応する科目がないため、新たに追加することとなる科目については、変更設計図書の 上申日における最新の単価とする。

なお、ここでいう科目は、「公共建築工事内訳書標準書式」によるものとする。

工事費内訳書
科目別内訳

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考

北海道建設部〇〇局〇〇課
北海道建設部〇〇局〇〇課

代価表

NO	名 称	摘 要	单 位	数 量	乘 率	单 価	金 額	積	備 考

北海道建設部〇〇局〇〇課

代価表一覧

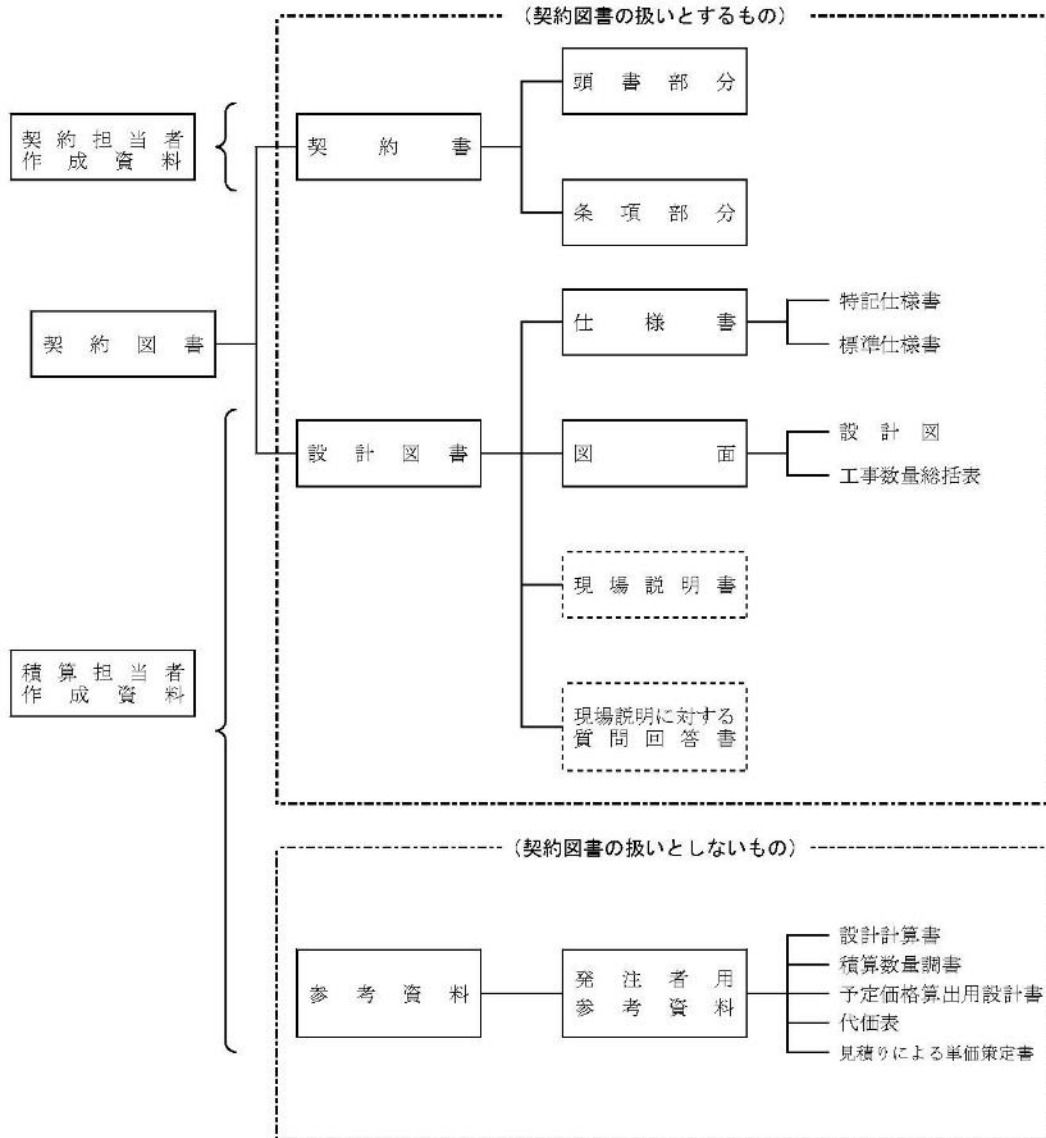
No	名 称	摘 要	单 位	数 量	乘 率	单 価	金 額	続	備 考

第1 目的

この要領は、北海道建設部建築局が発注する営繕工事の請負契約における設計図書の構成及び設計図書等作成の基本的事項を定めることにより、「契約条件の明確化」、「適切な設計図書等の作成」及び「設計変更の迅速化」に資することを目的とする。

第2 用語の定義

1 契約図書の構成



2 契約関係用語の定義

	用語	用語の定義	解説等
1	契約図書	<p>発注者、受注者双方の合意により、締結された契約の内容を示した書類で、双方を拘束する契約上の効力を有するものである。</p> <p>契約書（発注者と受注者の権利義務を規定するもの）と、設計図書（工事目的物を完成させるための技術的事項等を規定するもの）を合わせて契約図書という。</p> <p>契約図書は、発注者と受注者双方における工事目的物を完成させるための取り決めを記したものであり、これに属さない図書は契約上、効力を有しない。</p> <p>【契約図書は、契約における権利義務や工事目的物の規格仕様、技術的要求事項等を規定している】</p>	<p>契約図書は、契約の請負金額等の重要事項と発注者と受注者の権利義務を定めた契約書と工事目的物の規格仕様を定めた設計図書からなり、これらに基づき設計変更を行うこととなる。</p> <p>よって、円滑な設計変更を行うため、設計図書においては、工事目的物の規格仕様の他、発注者が予定価格算出用設計書の作成時に想定した現場条件を明示しなければならない。</p>
2	契約書	<p>発注者と受注者との間の権利義務関係を明確にしたもので、工事名、工事場所、工期、請負代金額などの重要な契約事項が記載された書面の部分（いわゆる頭書と呼ばれる部分）と、請負代金の変更、契約の解除等の発注者と受注者の権利義務などの内容を定めている条項部分を併せたものをいう。</p> <p>【契約書は、契約図書の一部】</p>	<p>条項部分は、全工事に共通する基本的な条項のほか、工事ごとの事情に応じて適宜条項が追加される。</p> <p>追加される条項としては、債務負担に関するもの、植生工等に対する跡請保証に関するものなどがある。</p>
3	設計図書	<p>工事目的物の形状等を指示する技術的事項等を規定するもので、仕様書（特記仕様書・標準仕様書）、図面（設計図・工事数量総括表）、現場説明書、現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>【設計図書は、契約図書の一部】</p>	<p>設計図書は、発注者の予定価格の根拠となるほか、入札参加者は、これを基に入札額を算定する。</p> <p>契約後、受注者は、この設計図書に基づいて工事目的物を完成させ、発注者に引き渡すこととなる。</p>
4	仕様書	<p>工事の施工に際して要求される技術的要件を示すものであり、工事を施工するために必要な工事の基準を詳細に説明した文書である。</p> <p>仕様書には、発注者としての標準的な仕様を定めた「標準仕様書」と個々の工事ごとに定める「特記仕様書」があり、総称して仕様書という。</p> <p>【仕様書は、設計図書の一部】</p>	<p>仕様書は、材料・製品・工具・設備等について、要求する特定の形状・構造・寸法・成分・能力・精度・性能・製造方法・試験方法等を定め文書化したものであり、一般的には、工事に対する設計者の指示のうち、図面では表すことができない点を文章・数値等で表現したものの。</p>
5	特記仕様書	<p>個々の工事ごとの施工条件や使用する材料の種別、程度、施工方法などを文書、数値等で表現した書面をいう。なお、特記仕様書は、図面及び標準仕様書に優先する。</p> <p>【特記仕様書は、設計図書の一部】</p>	<p>個々の工事に際して要求される技術的要件のほか、発注者が想定した各現場の施工条件も特記仕様書に明示する必要がある。</p>

	用語	用語の定義	解説等
6	標準仕様書	<p>工事における一般共通事項や、各工種毎の基本要品品質などの一般事項、材料、工法、養生、試験方法等について各工事に共通する内容を文書・数値等で表現した書面をいう。</p> <p>【標準仕様書は、設計図書の一部】</p>	<p>北海道では、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書」を適用することとしており、独自の標準仕様書は作成していない。</p> <p>なお、「建築工事監理指針」等の監理指針は技術的参考図書の位置付けであり、設計図書の一部には含まれていない。</p>
7	現場説明書	<p>工事の入札前に、工事が行われる現場において、入札参加者に対して行われる工事の説明及び図面及び仕様書に表示し難い見積条件を書面で示したものをいう。</p> <p>【現場説明書は、設計図書の一部】</p>	<p>契約の内容となるべき事項については、図面及び仕様書において明記するため、現場説明は通常行っていない。</p>
8	現場説明に対する質問回答書	<p>工事現場で行なわれる現場説明又はそれを書面化した現場説明書の不明確な部分について入札参加者が行った質問に対して、発注者が書面により全入札参加者に回答したもの。</p> <p>【現場説明に対する質問回答書は、設計図書の一部】</p>	
9	図面	<p>工事の範囲や工事目的物の内容などを、一定のルールに基づいて表現した図や表で、設計図及び工事数量総括表をいう。</p> <p>【図面は、設計図書の一部】</p>	<p>工事目的物は、図面に基づいて施工されるものであることから、作成に当たっては、誤りや脱漏、不明確な表現がないよう細心の注意を払い、誰でも分かる表示とする。</p>
10	設計図	<p>設計者の意思を一定の規約に基づいて図示した書面をいう。</p> <p>【設計図は、設計図書の一部】</p>	<p>設計図には、意匠図(位置図、配置図、仕上表、平面図、立面図、断面図、各部詳細図など)、構造図(伏図、軸組図、配筋図、各部詳細図など)、設備関係図(機器表、電灯設備図、受変電設備図、構内配線経路図、暖房設備図、換気設備図など)、仮設計画図などがある。</p>
11	工事数量総括表	<p>契約条件の明確化を図るため、工事内容を構成する種目別や細目などの項目と、項目ごとの規格・数量を、受注者が契約上制約されるもの(契約事項)とされないもの(非契約事項)に区分し、一覧的に記載した書面をいう。</p> <p>【工事数量総括表は、設計図書の一部】</p>	<p>現場条件等の変更が生じた場合は、非契約事項であっても、設計変更の対象とする。</p> <p>契約事項は、品質・出来形を確認する必要がある。</p>

	用語	用語の定義	解説等
1 2	設計 計算書	<p>工事目的物の設計計算条件や計算結果等を記載した書面をいう。</p> <p>【設計計算書は、参考資料の一部】</p>	<p>建築物に関する設計計算書には、「構造計算書」、「照度計算書」、「幹線計算書」、「発電設備計算書」、「熱負荷計算書」、「配管の算定書」、「ダクトの算定書」など多数の計算書のほか、「地盤調査報告書」など設計計算の条件になった資料も含まれる。</p>
1 3	積算数量 調書	<p>工事を施工する上で必要となる項目ごとの数量を設計図を基に算出し取りまとめた書面で、工事数量総括表の基礎資料である。</p> <p>【積算数量調書は、参考資料の一部】</p>	<p>直接工事費の算定に用いる数量は、建築工事については「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事については「公共建築設備数量積算基準」により算出する。</p>
1 4	予定価格 算出用 設計書	<p>「北海道建設部営繕工事積算基準」や「北海道建設部営繕工事共通費積算基準」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。</p> <p>設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、受注者と協議する根拠となるものである。</p> <p>【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】</p>	<p>契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。</p>
1 5	代価表	<p>「北海道建設部営繕工事設計内訳書作成要領」において設計内訳書の単価に複合単価を計上することとなっているもの内訳及び北海道建設部「営繕工事積算標準単価表」に掲載されていない単価を、「公共建築工事積算基準」に規定する「公共建築工事標準単価積算基準」等により作成したものを取りまとめた書面をいう。</p> <p>【代価表は、参考資料の一部】</p>	<p>歩掛には、「公共建築工事標準単価積算基準」の他、「営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り(営繕積算システム等開発協議会)」、「工事歩掛要覧<建築・設備編>((一財)経済調査会)」、「建設工事標準歩掛((一財)建設物価調査会)」などがある。</p>
1 6	見積りによる 単価 策定書	<p>北海道建設部「営繕工事積算標準単価表」、地方資材単価及び物価資料に掲載されていない単価を見積りにより単価を策定した書面をいう。</p> <p>なお、見積りによる単価の策定は「北海道建設部営繕工事設計単価策定要領」による。</p> <p>【見積りによる単価策定書は参考資料の一部】</p>	<p>物価資料とは、(一財)建設物価調査会発行の「建設物価」「建築コスト情報」及び(一財)経済調査会発行の「積算資料」「建築施工単価」をいう。</p>
1 7	公表用 積算内訳	<p>予定価格の作成に用いた積算価格について、種目、科目及び中科目ごとの数量、金額等を明示した積算価格の内訳書</p>	<p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の主旨を踏まえ、予定価格の積算内訳を公表している。</p>

第3 当初設計図書等の作成

1 工事の発注に必要な設計図書等

工事の発注に必要な設計図書等(当初設計図書等)は次のとおり作成する。

(1) 当初設計図書

ア 設計図書(原図)	契約用	1部
イ 起工用設計図書	発注者用	1部
ウ 閲覧用設計図書	閲覧用	1部

(2) 当初設計参考資料

ア 予定価格算出用設計書	発注者用	1部	工事監督員用	1部
イ その他参考資料(設計計算書、積算数量調書、代価表、見積による単価策定表)	各1部			

(3) その他工事発注に必要な書類

ア 建設リサイクル法対象建設工事確認調書	発注者用	1部
イ 複数年度実施工事に係る限度額調書	発注者用	1部 (債務負担工事のみ)
ウ 公表用積算内訳書	公表用	1部
エ 入札時提出用工事費内訳書(電子ファイル)	入札参加者閲覧用原稿	1部

2 当初設計図書の作成

(1) 設計図書(原図)の構成

設計図書(原図)は、設計図書のうち標準仕様書を除いたもので構成は次のとおり。

ア 特記仕様書	(A 4判)
イ 設計図	(原図)
ウ 工事数量総括表	(A 4判)

(2) 設計図書作成の留意事項

ア 特記仕様書の留意事項

特記仕様書は、建設部建築局が発注する営繕工事に係る一般共通事項や各工種の適用項目、施工条件などを記載するが、次の事項に留意して作成する。

(ア) 適用時期等の確認

特記仕様書は、工事の内容(建築、改修、電気、機械等)別に作成されており毎年度改正されている。また、特記仕様書は関係法令や基準等の改正があった場合に必要に応じて見直しされることから、特記仕様書の適用区分及び適用時期について確認する。

(イ) 工事範囲の記載事項

工事範囲には、当該工事に係る種目別内訳毎の名称、構造種別・階数、数量等について記載する。

工事範囲の数量欄には、その対象が建築物の場合は建築基準法により算定した面積を記載する。

※ 特記仕様書の面積の表示について(平成16年4月28日付建計第182号)

(ウ) 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律の対象の有無

建設工事に係る資材の再資源化に関する法律第9条の対象建築工事の有無を記載する。

(エ) 指定部分工事

指定部分がある場合は、その工事範囲及び指定工期について記載する。

(オ) 別途工事

工事範囲内に分離発注された他の工種がある場合に、その工種を記載する。

(カ) 施工区分

分離発注の場合は、当該項目の施工を行う工種の区分を記載する。

建築工事、電気設備工事、機械設備工事を合併して発注する場合は記載を要しない。

(キ) 施工条件

特記仕様書の特記事項欄に記載されていない項目の施工条件(仮囲いを他の工事に引き渡す場合、施工時期及び施工時間が制限される場合など)がある場合は、当該施工条件を施工条件欄に明示する。

工事目的物を完成させるための施工方法、仮設等は、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者の責任において施工するのが基本である。

施工条件を明示しないで発注すると、施工方法、仮設等の内容について受注者を拘束しない事項・数量となるため、制約を受ける施工条件の考え方が発注者と受注者で異なり工事が円滑に執行できない可能性が生じるほか、現場の条件に変更が生じた場合も設計変更を適正に処理することが難しくなることから、当該工事に関する施工条件を設計図書の中で明示しておくことが必要である。

(ク) 特記事項

特記事項の適用項目については、設計図などを確認し、適用項目や資材の品質、工法などに記載漏れ、記載誤りが無いよう留意する。

(ケ) 概数等発注の項目の記載

概数として扱う項目について、特記仕様書に記載する。なお、特記仕様書において工事数量総括表の備考欄に「概数」又は「概」と記載されたものも概数として取扱うこととしているので、工事数量総括表の備考欄も確認する。

イ 設計図の留意事項

(ア) 設計図は、工事目的物の完成時の形状、品質、各部の詳細等が具体的にわかるよう記載する。

(イ) 設計図には、必要のある場合を除き特定の製品名、製造所名又はこれらが推定されるような記載はしない。

(ウ) 設計図の原図には、設計した事務所の建築士あるいは設計した担当者の押印記名を行う。

※「設計図書原図押印の廃止について」(平成8年7月15日付宮建第89号)

なお、設計委託を行うものは、建築設計業務委託特記仕様書により、成果品の設計原図の様式及び設計者の捺印方法が定められている。

また、計画通知書における設計者等については、「改正建築基準法施行に係る当面の取扱い(H19.11.1 計画管理課決定)」により定められており、計画通知における設計者は、それぞれの分担した設計図面に記名及び押印(印影不可)する。

ウ 工事数量総括表の作成

工事数量総括表は、当該工事における契約事項(項目、数量)、非契約事項(項目、数量)を一覧にした表で、次のとおり作成する。

(ア) 工事数量総括表の構成

工事数量総括表の構成は次のとおりとする。

a 表紙

b 数量書

c 別紙明細

(イ) 工事数量総括表の作成の留意事項

a 表紙には、工事名、工期（自主施工期間があるときは自主施工期間を記載する。）、種目別工期、適用条件、表紙を含む総枚数及び欠頁の頁番号を記載する。

b 表紙に記載する適用条件

表紙には次のとおり適用条件を記載する。

(a) 営繕工事積算基準等

本設計図書は、北海道建設部が制定した「北海道建設部営繕工事積算基準」、「北海道建設部営繕工事共通費積算基準」に基づき作成している。

なお、直接工事費算定に用いる数量は、建築工事は「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事は、「公共建築設備数量積算基準」の定めにより算出している。

(b) 非契約数量

工事数量総括表(別紙明細部分を除く)の数量のうち、契約書第1条第3項により、受注者とその責任において定める「施工方法等」に係る数量は契約事項とならない数量(非契約数量)とし、受注者の任意施工を拘束するものではない。ただし、概数の確定や設計図書と現場状態の不一致等が生じた場合は、必要に応じ設計変更する。

別紙明細部分は、見積の適正化及び見積り期間の短縮のための参考資料で、契約上の拘束を受けない数量である。

(c) 施工方法等に係る数量の例

仮設数量(指定仮設を除く)、運搬数量、労務数量、機械器具損料数、試験調整数量、経費率、型枠数量、根切り・埋戻し数量、建設副産物処分数量など

c 数量書は、決裁を受けた予定価格算出用設計書の次の部分から、単価、金額、備考欄(細目別内訳の概数表示を除く)及び共通仮設費(積上分)細目別内訳の任意仮設に係る適用欄の記載事項を削除する加工・編集を施して作成する。

- ・ 工事費内訳書
- ・ 種目別内訳
- ・ 科目別内訳
- ・ 中科目別内訳
- ・ 細目別内訳
- ・ 共通仮設費(積上分)細目別内訳

d 電気設備工事、機械設備工事の別紙明細は、決裁を受けた予定価格算出用設計書の別紙明細から、単価、金額、備考欄の記載事項を削除する加工・編集を施して作成する。

e 数量表及び別紙明細には頁番号を付すものとし、欠頁が生じる場合はその頁番号を表紙に記載する。

f 工事数量総括表は、建築士法で定める「設計図書」に該当しないため、建築士の記名及びなつ印は要しない。

(3) 起工用設計図書の作成

起工用設計図書は、起工決定書に添付するもので工事目的物の内容が判断できるものとし、設計図書(原図)の抜粋したものを複写したもので作成し、構成は次のとおりとする。

ア 特記仕様書 (A 4判)

イ 設計図 (A 1判 又は A 3判)

設計図書の設計図から工事目的物の内容を判断できる設計図を抜粋し作成する。

工事目的物の内容を判断できる図面(新営工事の例)

位置図、配置図、各階平面図、立面図(建築工事のみ)等

(4) 閲覧用設計図書の作成

閲覧用設計図書は、一般競争入札若しくは指名競争入札の設計図書等の閲覧に供するもので、設計図書(原図)及び、入札方式に応じ次の設計図書を設計図書(原図)を複写し作成する。

ア 一般競争入札の場合

- (ア) 特記仕様書 (A 4 判)
- (イ) 設計図 (A 3 判)
- (ウ) 工事数量総括表 (A 4 判)

イ 指名競争入札の場合

- (ア) 工事数量総括表 (A 4 判)

※ 指名競争入札の場合は、特記仕様書及び設計図の複写したものは不要。

3 当初参考資料の作成

(1) 予定価格算出用設計書の構成

予定価格算出用設計書の構成は次のとおりとする。

ア 表紙

イ 工事費内訳書 (共通費算定表を添付)

ウ 種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、共通仮設費(積上分)細目別内訳、別紙明細

エ 添付資料

(2) 予定価格算出用設計書作成上の留意事項

予定価格算出用内訳書の作成は「北海道建設部営繕工事設計内訳書作成要領」によるが次の事項に留意する。

ア 表紙

- (ア) 表題を「設計内訳書」とし、設計担当課決裁欄、工事名、工期、担当者職氏名及び建築保全課確認欄を記載する。
- (イ) 合併工事の場合は代表工種の設計担当課決裁欄とし、その他の工種の設計担当者職氏名を追加する。
- (ウ) 指定工期がある場合は指定工期を記載する。
- (エ) 自主施工期間がある場合は自主施工期間を記載する。
- (オ) 種目別の工期を記載する。
- (カ) 道営住宅の場合は、予算科目を記載する。

イ 工事費内訳書

- (ア) 工事費内訳書に共通費算定表を添付する。

(イ) 指定部分がある場合の共通費算定調書の記載事項

指定部分がある場合には、共通費算定調書の該当する工事の種目の名称の後ろに(指定部分)と記載する。

(ウ) その他

工事費内訳書は次の区分に基づき、「金銭的補償を要する場合」と「金銭的補償を必要としない場合」を作成する。

入札方式等	工事費内訳書 (金銭的補償を必要とする場合)	工事費内訳書 (金銭的補償を必要としない場合)
指名競争入札	作成する。	作成する。
一般競争入札	(不要)	作成する。

(JVに入札参加資格要件のある工事)		
一般競争入札 (単体のみの入札参加資格要件の工事)	作成する。	(不要)

注) 建築局発注の一般競争入札の入札参加要件については、建築局において取扱いを定めている。

(平成 27 年度の例)

- ・ 建築、電気、管及び土木工事の C 等級工事
- ・ 設計等級が B 等級の下限額(4,000 万円)未満の建具工事
- ・ 昇降機設置(改修)工事
 - 単体のみ入札参加資格要件とする取扱い。
- ・ 上記以外の工事
 - 予定価格により単体又は経常 JV 若しくは特定 JV を入札参加資格要件とする取扱い。

ウ 種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、共通仮設費(積上分)細目別内訳、別紙明細

(ア) 細目別内訳に一式計上し別紙明細に数量を記載するものは、次のとおりとする。

a 建築工事

「公共工事内訳書標準書式(建築工事編)」3-1 建築内訳書標準書式及び3-2 建築改修工事内訳書の細目別内訳の備考欄に(別紙明細)と記載された項目とする。

ただし、備考欄に(別紙明細)と記載された項目であっても、細目別内訳に数量又は一式計上の選択可能な項目(一式表示が括弧書きで表示されているものは、細目別内訳に数量を記載し別紙明細は作成しない。

b 電気設備工事・機械設備工事

「公共工事内訳書標準書式(設備工事編)」(2)電気設備工事内訳書標準書式及び(3)機械設備内訳書標準書式の細目別内訳の備考欄に(別紙明細)と記載された項目とする。

(イ) 概数等発注を行う項目の備考欄への記載

概数等発注を行う項目については、細目別内訳又は別紙明細の備考欄に「概数」若しくは「概」と記載する。

(ウ) 物価資料掲載単価を採用した項目の備考欄への記載

物価資料掲載単価を採用した項目については、細目別内訳又は別紙明細の備考欄に「物価資料」と明記する。

エ 添付資料

予定価格算出用設計書には次の資料を添付する。

(ア) 仕分け内訳(仕分 1、仕分 2、仕分 3)

共通仮設費対象外費用、外注工事、諸経費対象外費用を記載した仕分け内訳を添付する。

なお、仕分け内訳に記載する内容は次のとおりとする。

仕分 1 内訳：「共通費取扱要領」1 共通仮設費(1)共通仮設費率による計上③共通仮設費対象外費用

仕分 2 内訳：「共通費取扱要領」3 諸経費 2) 外注工事

仕分 3 内訳：「共通費取扱要領」3 諸経費 1) 一般事項(4)諸経費対象外費用

(イ) 設計時想定工程表(建築工事のみ)

建築工事においては、仮囲設置期間、コンクリート構造物強度補正、防寒養生などの算定基礎とした設計時想定工程表を添付する。

オ その他の留意事項

(ア) 鉄骨工事に係る細目別内訳の記載について

鉄骨工事について鉄骨工事費内訳書記載例を参考に記載する。

なお、積算基準取扱要領により、別紙明細に計上する数量は、鋼材、ボルト材料は所要数量、工場加工費、軽量鉄骨(母屋・胴縁の類)、鉄骨運搬費は設計数量で計上することとなっている。

(イ) 予定価格算出用設計書の建築保全課の確認について

予定価格算出用設計書は、決裁前（設計担当主幹の確認後）に積算要領上の取扱い等について建築保全課建築技術係の確認を受ける。（最新の適用単価により再計算を行ったものを除く。）

4 その他工事発注に必要な書類

その他工事発注に必要な書類は工事の入札事務や契約書の作成などに必要な書類で、予定価格算出用内訳書に併せ契約担当係に提出する。

(1) 建設リサイクル法対象建設工事確認調書（様式3）

建設リサイクル法により分別解体等の実施が義務付けられた工事は、入札の公告又は指名通知等で、入札参加者等に対し「建設リサイクル法対象工事であること」を通知することが必要なことから、予定価格算出用設計書に併せて、建設リサイクル法の対象工事の有無等を記載した建設リサイクル法対象工事確認調書を作成し提出する。

なお、建設リサイクル法対象工事の有無等は契約上重要な部分であるので、全ての工事について建設リサイクル法対象工事確認調書を作成し提出する。

(2) 複数年度実施工事に係る限度額調書（様式2：債務負担工事のみ）

債務負担工事の場合は、各年度の支払限度額(率)及びでき形部分の工事費(率)を記載した複数年度実施工事に係る限度額調書を作成する。

なお、予定価格算出用設計書の工事費内訳書を「金銭的保証を必要とする」と「金銭的保証を必要としない」の両方を作成する場合は、複数年度実施工事に係る限度額調書も同様に2種類作成する。

(3) 公表用積算内訳書

公表用積算内訳書は、「工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表の取扱いについて」（平成13年3月29日建情第2329号）により契約締結後に公表するもので、その内容については「営繕工事に係る予定価格の積算内訳について(平成13年4月19日付建計第50号)」で定められている。

ア 予定価格の積算内訳の内容

予定価格の作成に用いた積算価格について、種目、科目及び中科目ごとの数量、金額等を明示する。

イ 公表用内訳書の様式について

公表用内訳書の様式及び記載例は「営繕工事に係る公表用内訳書の様式について(平成13年4月25日建計第55号)」に定められているので参照する。

(4) 入札時提出用工事費内訳書(電子ファイル)

「工事(委託)費内訳書の入札時提出の取扱い」（平成17年12月28日建情第1157号）により、競争入札において、入札参加者が入札書と同時に提出する内訳書の項目を示すもので次により作成する。

なお、設計担当者から提出された入札時提出用工事費内訳書は、契約担当係で所定の様式を添付するなどの整備をして入札参加者に閲覧又は送付している。

ア 内訳書の作成方法

予定価格算出用設計書のうち、種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳の金額、備考欄の記載事項を削除したもので作成する。なお、内訳書には連番の頁番号を付す。

イ 提出時の留意事項(平成20年3月24日付建計第921号)

電子ファイルの形式は原則としてエクセル形式により提出する。（ただし、エクセル形式での提出が困難な場合は、PDF形式とする）

第4 修正設計図書等の作成

1 修正設計図書の定義

修正設計とは、当初の設計図書に記載されている工事目的物の内容(形状、寸法、材質、規格、数量)及び施工条件等に変更が生じたことにより、入札執行前に設計図書の一部を変更することをいう。

2 修正設計図書の作成

修正設計図書の作成に当たっては、工事目的物の内容に変更が生じることから、修正した内容について、入札参加者に周知しなければならない。

修正設計に必要な設計図書等(当初設計図書等)は「第3 当初設計図書等の作成」に準ずる。ただし、当初の設計図書等の内容と修正した内容を併記した設計図書等としなければならない。

3 修正設計参考資料の作成

(1) 修正設計予定価格算出用設計書の構成

修正設計予定価格算出用設計書の構成は当初設計に準ずる。

(2) 修正設計予定価格算出用設計書作成上の留意事項

修正設計予定価格算出用内訳書の作成は、当初設計に準ずるが次の事項に留意する。

ア 工事費内訳書

修正設計に係る工事費内訳書は、当初設計に係る工事費内訳書の金額を併記するか写しを添付する。なお、修正設計及び当初設計に係る共通費算定表を添付する。

イ 種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、共通仮設費(積上分)細目別内訳、別紙明細

当初の内訳と修正した内訳を併記するとともに、修正設計に係る該当部分とし、当初設計と変更がない部分については、省略するものとする。

ウ 添付資料

修正設計に係る予定価格算出用設計書には次の資料を添付する。

(ア) 仕分け内訳(仕分1、仕分2、仕分3)

共通仮設費対象外費用、外注工事、諸経費対象外費用を記載した仕分け内訳を添付する。

(イ) 設計時想定工程表(建築工事のみ)

当初の設計時想定工程表に変更が生ずる場合は、修正設計に係る設計時想定工程表を添付する。

エ その他の留意事項

修正設計に係る予定価格算出用設計書は、決裁前(設計担当主幹の確認後)に積算要領上の取扱い等について建築保全課建築技術Gの確認を受ける。

修正設計については、予定価格調書の変更を要することとなるので、建築整備課の決定行為を行った上、契約担当Gに提出する。

第5 変更設計図書等の作成

1 設計変更の定義

設計変更とは、原則として設計図書に記載されている工事目的物の内容(形状、寸法、材質、規格、数量)及び施工条件等に変更が生じる場合、契約図書の規定に従い、設計図書の一部を変更することをいう。

2 設計変更の種類

(1) 概数の確定による設計変更

工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部又は一部を概数で積算し、契約後に概数公示した工事数量の確定を行う設計変更をいう。

(2) 支出負担行為担当課からの依頼による設計変更

支出負担行為担当課からの依頼に基づき、設計図書を変更する設計変更をいう。

(3) 軽微な設計変更

現に施工中の建設工事に係る設計変更（当該設計変更につき、他の機関等の承認等を必要とする場合を除く。）のうち、当該設計変更に伴う請負代金額の増減見込額の累計（請負代金額の変更に関して契約の変更を行ったものに係る設計変更に伴う増減額を除く、以下同じ）が、現請負代金額の30パーセント以内で、かつ、1,500万円未満（当該設計変更に伴い新工種が生ずる場合においては、当該新工種に係る請負代金見込額の累計が750万円未満）のものをいう。

なお、次のものは除く。

- ① 他機関等の承認等を必要とするもの
- ② 工期の変更を必要とするもの
- ③ 議会の議決(知事の専決処分を含む)を経た請負工事
- ④ その他特に重要な変更と認めるもの

軽微な設計変更	新工種が生じない場合	新工種が生じる場合
増減見込額の累計	現請負代金額の30%以内 かつ 1,500万円未満	左記 かつ 当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計が750万円未満

(注)増減見込額の累計とは、「軽微な設計変更」上申ごとの増減額の絶対値の累計（プラス、マイナスに関係なく加算して得た額）であり、増減額の相殺額ではないことに留意すること。

(例)1回目の軽微変更で750万円の増額見込み、2回目の軽微変更で850万円の減額見込みの場合の増減見込額の累計は-100万円ではなく1,600万円となり、この場合、2回目の上申時は軽微な設計変更を適用できないため、この段階で軽微総括と通常の設計変更（第○回設計変更）により請負代金額を確定しなければならない。

(4) 設計変更の区分別の変更内容

種類	概数の確定による設計変更	軽微な設計変更	通常の設計変更
金額制限の規定	なし	あり 増減見込額の累計が現請負代金額の30%以内かつ1,500万円未満（新工種は750万円未満）	なし
変更部分の工事着手	工事打合せ記録簿による確認後	軽微な設計変更の通知後	設計変更を通知し受注者の承諾後
工期の変更	できない	できない	できる
設計変更の時期	概数の一部又は全部が確定した時点	軽微の範囲を超える時点又は工事完了前 (工期が翌年度以降にまたがる場合は、各年度末及び工事完成前)	変更部分の工事着手前

注)金額制限の規定がない場合であっても、予算上の制約を受けるので設計変更には当たっては予算措置状況を確認すること。

(5) 現場の納まり等の変更

建設工事のうち、建築工事、電気工事又は管工事については、当該現場のおさまり、取合い等の関係上、材料の寸法、取付位置又は取付工法を変更する必要がある場合において、当該変更による請負代金額変更の必要がないときは、設計変更の手続きによらず、工事監督員が当該変更につき受注者に指示することができる。

3 設計変更の留意事項

設計変更に当たっては次の事項に留意する。

(1) 支出負担行為担当課との協議等

設計変更は工事目的物の内容の変更や予算措置等を伴うことから、設計変更を行うにあたって、あらかじめ支出負担行為担当課と当該設計変更について協議を行う。

また、支出負担行為担当課からの依頼により設計変更する場合は、支出負担行為担当課から文書により依頼を受ける。

(2) 概数等発注に係る設計変更の留意事項

ア 概数等発注に係る数量の確定は、現地測量結果等に基づき確定数量算出に係る不確定部分の一部又は全部が解消した時点で数量を確定するもので、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定する。

イ 当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は概数として扱わない。

ウ 概数に係る不確定要素については、現地でその全部又は一部の詳細が判明した時点で、工事打合せ記録簿によって数量を確定する。

エ 概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で設計変更する。ただし、概数の確定見込みが、結果的に工費・工期に著しい影響を与えるときは、速やかに当該工種の設計変更を行う。

オ 結果的に工法の変更や構造・規格等の変更が伴った場合は、通常的设计変更として処理する。

(3) 契約書第 17 条による設計変更の留意事項

契約書第 17 条による設計変更の場合、あらかじめ現場不符合等確認書(第 33 号様式)及び現場不符合等確認報告書(第 34 号様式)により、支出負担行為者へ報告しなければならない。

(4) 建築基準法による計画変更確認を要する場合の留意事項

建築基準法による計画変更確認を要する場合は、設計変更につき他の機関等の承認等を必要とする場合に該当するので、軽微な設計変更として扱えない。

納まりの変更や間仕切りの変更により建築基準法による計画変更確認に時間を要する場合は、必要に応じて工事の一時中止、工期の変更等の手続きを行う。

納まりの変更等に係る設計変更に関し構造検討を受注者に行わせる場合は、その構造検討を軽微な設計変更により受注者に指示し、その結果に基づき特定行政庁に対して計画変更確認の要否について確認する。

建築基準法の計画変更手続きを要する設計変更については、設計図書の変更部分を確定させ特定行政庁に対して計画変更通知の手続きを行うとともに、変更予定価格算出用設計書を作成し設計変更の手続きを行う。

計画設計確認を要する変更部分の工事着手には、当該計画変更に係る確認済書の交付を受ける必要がある。なお、納まりの変更等で計画変更確認を要しないものは、軽微な設計変更として扱うことができる。

(5) 現場のおさまり等の関係による変更時の留意事項

工事監督員が現場のおさまり等の変更について受注者に指示したときは、工事打合せ記録簿に工事監督員が指示した事項の記録を整備する。

4 設計変更に必要な設計図書等

設計変更に必要な設計図書等は次のとおり作成する。

(1) 設計変更上申書 発注者用 1 部

※支出負担行為担当課からの依頼による設計変更(軽微な設計変更を除く)の場合は、設計変更上申書に替えて設計変更概要書

(2) 変更設計図書 発注者用 1 部 工事監督員用 1 部 受注者用 1 部

(3) 変更設計参考資料等

ア 変更予定価格算出用設計書 発注者用 1 部 工事監督員用 1 部

イ 複数年度実施工事に係る限度額調書 発注者用 1 部 (債務負担工事のみ)

5 設計変更上申書の作成

設計変更は、当該建設工場の現場の状況を一番よく承知している工事監督員からの上申によることを原則としている。すなわち、工事監督員は、設計変更する必要があると認めるときは、設計変更上申書に当該設計変更に係る設計図書等を添付して支出負担行為担当者に提出しなければならない。

なお、工事監督員からの上申がなくても設計変更できる支出負担行為担当課からの依頼による設計変更は、設計変更上申書に替えて設計変更概要書を作成する。

(1) 設計変更上申書の作成の留意事項

ア 設計変更区分の標記

上申書の左上余白に朱書により「軽微」、「第〇回設計変更」、「軽微総括」、「概数確定」の設計変更の区分を記載する。

注) 軽微総括及び概数確定も設計変更のため、「第〇回設計変更」についても併記する。(以下同じ)

イ 設計変更の概要及び理由欄

設計変更の概要及び理由を明確かつ簡潔に記載する。

なお、必要に応じて変更する内容等について設計変更理由書を作成し添付する。

ウ その他必要事項欄

その他必要事項欄には次の事項について記載する。

(ア) 再資源化に要する費用等の変更の有無

(イ) 設計変更に伴う請負金額の増減額(軽微な設計変更にあつては、今回の変更による現請負金額との増減の見込み額及び今回までの軽微な設計変更による請負金額の増減額の絶対値の累計(プラス、マイナスに関係なく加算して得た額)

(ウ) 工期の変更を伴う場合は新工期も併せて記載する。

(エ) 建築基準法に基づく計画変更確認の必要の有無

(2) 設計変更概要書の作成

支出負担行為担当者が設計変更を必要と認めるときは、工事監督員からの上申がなくても設計変更が可能であるが、設計変更の事務手続きを行う上で設計変更の概要を必要とするため、設計変更上申書と同様の項目を記載した設計変更概要書を作成する。

なお、作成上の留意事項は設計変更上申書と同様である。

(3) 設計変更上申書又は設計変更概要書の添付資料

設計変更上申書又は設計変更概要書の添付資料として、新請負金額算出表(様式 4)を添付する。

また、支出負担行為担当課からの依頼による設計変更の場合は、支出負担行為担当課からの依頼文及び計画管理課からの回答文の写しを添付する。

6 変更設計図書の作成

(1) 変更設計図書の構成

変更設計図書は、設計変更する内容を示す設計図書で、設計変更上申書に変更予定価格算出用設計書とともに添付し設計変更を決定し、受注者及び工事監督員に設計変更内容を通知するため作成するもので、構成内容は次のとおりとする。

なお、当該設計変更による変更の生じない設計図等は設計変更上申書への添付は省略することができる。

- ア 特記仕様書 (A 4 判)
- イ 設計図 (A 1 判 又は A 3 判)
- ウ 工事数量総括表 (A 4 判)

(2) 変更設計図書作成の留意事項

ア 変更部分の明示

変更設計図書は、設計変更に係る箇所及びその内容が判別しやすいよう色分けするなど表示方法に工夫を行う。

変更設計図書は原則として、設計変更前の設計図書を複写したものに変更が生じる内容を加筆して作成するものとする。ただし、設計変更前の設計図書に変更内容を加筆して表示することが困難な場合は、設計変更前の設計図書と設計変更後の設計図書を添付し、表題付近に設計変更前、設計変更後と記載し明示する。

なお、設計変更により図面が一葉(枚)全部追加になる場合は「全増」、一葉(枚)が全部が廃止になる場合は「全廃」と表題付近に記載し明示する。

イ 軽微な設計変更の取扱い

(ア) 工事数量総括表の省略

軽微な設計変更時点では工事数量総括表の添付を省略できる。

(イ) 変更設計図書の取り扱い

軽微な設計変更における設計図書は、支出負担行為担当者が工事の内容の変更を判断することができ、かつ、受注者が施工を行うために必要な資料を添付する。(写真を含む)。

※「建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」第3設計変更の上申を参照

ウ 概数確定時の留意事項

概数として扱った数量を当該設計変更時に確定処理する場合は、特記仕様書に記載した概数として扱う項目の一覧部分(工事数量総括表で概数表示している場合は、工事数量総括表の該当部分を含む)に、今回の確定分が判断できるよう該当部分をマーカー等により着色若しくは、該当部分の横に「確定」又は「確」と記載し明示する。

また、この確定処理が2回以上となる場合は、既に確定処理を行った数量を「確定済」と明示する。

エ 工事数量総括表の留意事項

起工用設計図書では、工事数量総括表を省略しているが、設計変更時には設計図書の一部である工事数量総括表を添付する。

なお、設計変更時の工事数量総括表は、上段に設計変更前数量、中段に設計変更後数量、下段に増減数量を記載するとともに、内訳書余白に凡例を記載する。

7 変更設計参考資料等の作成

(1) 変更予定価格算出用設計書の構成

変更予定価格算出用設計書の構成は次のとおりとする。

なお、軽微な設計変更の場合は、変更予定価格算出用設計書の添付は要しないが、請負金額増減の見込み額が、軽微総括時に大幅に乖離しないよう、見込み額の算定にあたっては精度の向上に努める。

ア 表紙

イ 変更工事費内訳書（共通費算定表を添付）

ウ 種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、共通仮設費(積上分)細目別内訳、別紙明細

エ 添付資料

(2) 変更予定価格算出用設計書作成の留意事項

ア 表紙

(ア) 表紙への記載事項

表紙への記載事項は予定価格算出用設計書と同様とするが、発注年度、工事番号及び左上余白に朱書により「第○回設計変更」、「軽微総括」、「概数確定」の設計変更の区分を記載する。

なお、設計変更により工期に変更が生じた場合は、変更後の工期を記載する。

イ 変更工事費内訳書

(イ) 設計変更前後の工事費内訳金額の記載方法

工事費上下2段書きとし、上段に現設計金額、下段に変更後の設計金額を記載し作成する。

(イ) 設計変更後金額の明示

変更後の金額を朱書き若しくはマーカー等で着色し明示する。

(ウ) 設計変更区分及び凡例の記載

左上余白に朱書により「第○回設計変更」、「軽微総括」、「概数確定」の設計変更の区分を記載するとともに、余白に上段・下段の記載内容の凡例を記載する。

(エ) 共通費算定表の添付

変更工事費内訳書に添付する共通費算定表は、設計変更前及び設計変更後の2種類を添付するとともに、左上余白に朱書により「設計変更前」、「設計変更後」の区分を記載する。

ウ 種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、共通仮設費(積上分)細目別内訳、別紙明細

(ア) 変更箇所以外の内訳書の添付の省略

種目別内訳を除き、設計変更に係わる部分以外の内訳書の添付は要しない。

(イ) 設計変更前後の細目の数量・金額等の記載方法

上下3段書きとし、上段に設計変更前の数量、金額、中段に設計変更後数量、金額、下段に数量及び金額の増減を記載する。

(ウ) 細目別内訳等への設計変更箇所の明示

種目別内訳、科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳、共通仮設費(積上分)細目別内訳、別紙明細について設計変更に係わる部分をマーカー等で着色し明示する。

(エ) 凡例の記入

種目別内訳の余白に 上段・中段・下段の区分の凡例を記載する。

エ 添付資料

(ア) 仕分け金額

設計変更前後の仕分け金額の集計したもの(仕分1、仕分2、仕分3)を添付する。

なお、設計変更の内容により仕分け金額が変更となる場合は、必要に応じ仕分け内訳を添付する。

(3) 複数年度工事に係る限度額調書

債務負担工事については、設計変更後の各年度の支払い限度額(率)及びでき形工事費(率)を記載した複数年度工事に係る限度額調書を作成する。

なお、債務工事の最終年度に設計変更を行うときは、複数年度に係る限度額調書の添付を省略することができる。

(4) 変更予定価格算出用設計書の建築保全課の確認

変更予定価格算出用設計書は、決裁前(設計担当主幹の確認後)に積算要領上の取扱い等について建築保全課建築技術係の確認を受ける。ただし、数量の増減のみの設計変更及び、スライド条項に伴う変更については建築保全課の確認は要しない。

8 変更設計に伴い必要な事項

(1) 発注者用参考資料の変更の処理

設計変更によって、数量積算調書、見積による単価策定調書などの発注者用参考資料の変更若しくは追加を伴う場合は、設計変更の事務処理に併せて処理する。

(2) 建設リサイクル法変更協議

設計変更において、再資源化等に要する費用等について変更する必要がある場合は、「建設部及び土木現業所発注工事に係るリサイクル法対象工事の契約事務の取扱いについて」(平成19年5月14日付建情第203号)により処理する。なお、協議時期等については、同通達4「9 設計変更手続」関係により次のとおり取扱っている。

ア 建設リサイクル法第13条に関する協議時期

建設リサイクル法対象工事の設計変更に伴い、再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用、分別解体等の方法並びに再資源化等をするための施設の名称及び所在地が変更となる場合の契約の相手方との協議の時期は次のとおりとする。

なお、費用、方法及び施設について、当初の協議内容から変更のない場合は通常的设计変更を行うものとし、変更協議の必要ないものとする。

(ア) 通常的设计変更

通常的设计変更の場合は、支出負担行為担当者が受注者に設計変更の通知を行った後、建設リサイクル法第13条の協議を行うこととする。

(イ) 軽微な設計変更

軽微な設計変更の場合は、支出負担行為担当者が受注者に軽微総括の通知を行った後、建設リサイクル法の第13条の協議を行うこととする。

(ウ) 概数等発注の設計変更

概数の確定による設計変更の場合は、支出負担行為担当者が受注者に設計変更の通知を行った後、建設リサイクル法第13条の協議を行うこととする。

(エ) その他

(イ)及び(ウ)の場合にあっても、工事打合せ記録簿等でその時期及び協議内容(分別解体等の方法及び再資源化等をするための施設の名称等)を明確にすることとする。

イ 建設リサイクル法第11条に関する協議時期

当初、建設リサイクル法対象でない工事が軽微な設計変更により、建設リサイクル法対象工事になった場合は、速やかに建設リサイクル法第11条に基づく市町村への通知を行うこととする。

附則 この要領は平成19年4月1日以降契約する工事に適用する。

平成19年6月11日一部改正(平成19年6月15日以降入札公告する工事に適用する。)

平成 20 年 5 月 21 日一部改正（第 3 の規定は平成 20 年 6 月 1 日以降起工回付する工事に適用し、その他の規定は決定の日から適用する。）

平成 21 年 3 月 30 日一部改正（決定の日から適用する。）

平成 24 年 1 月 12 日一部改正（平成 24 年 4 月 1 日以降入札する工事から適用する。）

平成 24 年 4 月 24 日一部改正（平成 24 年 7 月 1 日以降入札する工事から適用する。）

平成 27 年 6 月 1 日一部改正（平成 27 年 6 月 1 日以降入札する工事から適用する。）

平成 27 年 9 月 30 日一部改正（平成 27 年 9 月 30 日以降適用する。）

平成 28 年 4 月 1 日一部改正（平成 28 年 4 月 1 日以降入札する工事から適用する。）

工事数量総括表

工事名称 北海道〇〇庁舎新築機械設備工事

工事場所 〇〇市〇〇町〇〇〇〇

工事番号 〇〇-〇〇〇〇〇

工期：契約の日から令和〇〇年〇月〇〇日まで(〇〇. 〇月)

指定工期：屋外 契約の日から令和〇〇年〇月〇〇日まで(〇〇. 〇月)

営繕工事積算基準等

本設計図書は、北海道建設部が制定した「北海道建設部営繕工事積算基準」、「北海道建設部営繕工事共通費積算基準」に基づき作成している。

なお、直接工事費算定に用いる数量は、建築工事は「公共建築数量積算基準」、電気設備工事及び機械設備工事は、「公共建築設備数量積算基準」の定めにより算出している。

※「令和 5 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について」における特別措置を踏まえた令和 5 年度の官庁営繕工事に適用する市場単価の運用について（試行）」を適用する。

参考 URL:<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/kkh/sijyotankanounnyo.html>

非契約数量

工事数量総括表(別紙明細書部分を除く)の数量のうち、契約書第 1 条第 3 項により、受注者がその責任において定める「施工方法等」に係る数量は契約事項とならない数量(非契約数量)とし、請負人の任意施工を拘束するものではない。ただし、概数の確定や設計図書と現場状態の不一致等が生じた場合は、必要に応じ設計変更する。

別紙明細書部分は、見積の適正化及び見積り期間の短縮のための参考資料で、契約上の拘束を受けない数量である。

(添付を省略した頁：)

施工方法等に係る数量の例

仮設数量(指定仮設を除く)、運搬数量、労務数量、機械器具損料数、試験調整数量、経費率、型枠数量、根切り・埋戻し数量、建設副産物処分数量など

複数年度実施工事に係る限度額調書

工事名 _____

設計担当者 [所属] _____ [職・氏名] _____

支払い限度額等（金銭的保証：必要とする・必要としない）

年 度	支払い限度額	でき形	適 用
	%	%	
	円	円	
	%	%	
	円	円	
	%	%	
	円	円	
合 計	%	%	
	円	円	

注1) 金銭的保証を必要とする・必要としないの区分を記載する

注2) 支払い限度額及びでき型は次のとおり記載する。

当初起工時(設計額、消費税込み)：各年度の支払い限度額の率及びでき形の率

設計変更時(契約額、消費税込み)：各年度の支払い限度額の金額及びでき形の金額

注3) 債務工事と単年工事を合併して発注する場合には、債務部分と単年部分を別欄に記入する。

また、摘要欄にその区分を記載するとともに、各年度の支払い限度額(率)及びでき形(率)の小計を記載する。

建設リサイクル法対象建設工事確認調書

[工事名]

[設計担当者] [所属]

[職・氏名]

[リサイクル協議が必要な場合]

区分	工 事 の 種 類	規模の基準
	建築物の解体	床面積の合計 80㎡以上
	建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡以上
	建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金額 1億円以上
	（設備工事を分離発注若しくは単独発注した場合） 新築に伴う建築設備の新設 建築設備の維持修繕、更新、新設、撤去 解体工事に伴う建築設備の撤去	請負代金額 1億円以上
	建築物以外の解体・新築等（土木工事等） ※ 建築設備を除く設備工事を含む。	請負代金額 500万円以上

[リサイクル協議が不要な場合]

区分	工 事 の 種 類	規模の基準
	リサイクル法対象工事であるが再資源化等に要する費用 及び解体工事に要する費用が発生しない工事	
	リサイクル法適用外の工事	

※ 該当する区分に○を記入する。

請負代金額は消費税込みの金額で判定する。

<再資源化等に要する費用（直接工事費：設計金額）>

○ _____ 円（税抜き）

（注）・運搬費を含む。

<解体工事に要する費用（直接工事費：設計金額）>

○ _____ 円（税抜き）

（注）・解体工事が伴う場合のみ記載する。（新築・増築・修繕・模様替の場合）

・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

新 請 負 金 額 算 出 表

1. 設計変更による増減額

	現設計金額	新設計金額	増減額	備 考
設計工事価格	円	円	円	
請負工事価格	円	円	円	
請負工事費	円	円	円	

備考) 新設計金額が減額の場合の増減額の表示は「△ ○○○, ○○○円」と記載する。

注) 設計工事価格: 設計の工事価格 (消費税を含まない額)

請負工事価格: 請負契約の工事価格 (消費税を含まない額)

請負工事費: 請負工事価格に消費税相当額を加算した額

2. 新請負工事費算出表

新請負工事価格	円	=	(新設計工事価格)	×	(現請負工事価格)		
			円		円		
			円				
			(現設計工事価格)				
新請負工事価格	新請負工事価格は桁数処理は次のとおり ・500千円以上の工事価格で、現請負工事価格が万円単位以上の場合の新請負工事価格は、万円止め(万円未満切捨て)とし、消費税等相当額は円止めとする。 ・500千円未満の工事価格で、現請負工事価格が千円単位以上の場合の新請負工事価格は、千円止め(千円未満切捨て)とし、消費税等相当額は円止めとする。 ・500千円以上の工事価格で、現請負工事価格が万円単位未満の場合、又は500千円未満の工事価格で、現請負工事価格が千円単位未満の場合の新請負工事価格は、現請負工事価格の有効桁数と同桁止め(有効桁数以下切捨て)とし、消費税等相当額は円止め(円未満切捨て)とする。						
消費税相当額	円	新請負工事価格 × 10/100					
新請負工事費	円	新請負工事価格 + 消費税相当額					

3. 軽微な設計変更の累計額 (軽微な設計変更が2回以上になる場合に記載する(軽微総括時不要))

区 分	新工種	請負工事費 (軽微後の請負代金相当見込額)	増減見込額	増減見込の累計
現請負工事費		(a)		
		円		
第 回軽微	有・無	(b)	B = (b) - (a)	
		円	円	
第 回軽微	有・無	(c)	C = (c) - (b)	B + C
		円	円	円
第 回軽微	有・無	(d)	D = (d) - (c)	B + C + D
		円	円	円
第 回軽微	有・無	(e)	E = (e) - (d)	B + C + D + E
		円	円	円

備考) 新設計金額が減額の場合の増減額の表示は「△ ○○○, ○○○円」と記載する。

※請負工事費は消費税を含んだ金額を記載する。

※各回の軽微な設計変更の請負工事費欄は、各回の変更のみを対象とした請負代金相当見込み額を記載する。

※増減額は、現請負工事費と各回の軽微な設計変更による請負代金相当見込み額の増減額を記載する。

※増減額の累計は、今回までの増減額の絶対値の累計(プラス、マイナスを関係なく加算して得た額)を記載する。

※増減見込み額の累計額が現請負代金相当額の30%以内、かつ、1,500万未満(設計変更に伴い新工種が発生する場合は当該新工種に係る請負代金相当見込額の累計額が750万未満)であることを確認する。

営繕工事の概数等発注事務取扱要領

第1 目的

この要領は、建設工事の概数等発注事務取扱要領（平成4年11月4日付け管理第1 222号土木部長、住宅都市部長、水産部長通達「概算数量による建設工事発注事務取扱要領の全部の改正について」）に基づき、営繕工事に係る設計積算業務と入札の効率化及び契約条件の明確化を図るため、概数等による営繕工事の発注（以下「概数等発注」という。）に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

第2 定義

- 1 概数等発注とは、工事の発注に際して当初設計の工事数量の全部又は一部を概数で積算し、契約後に概数公示した工事数量の確定を行う手法をいう。
- 2 概数等とは、次のいずれかの方法により算出された工事数量をいう。
 - (1) 大部分が概数による数量
 - ア 断面図等設計図において代表的な幅、長さ、法長、断面積等の数値を示し、これにより算出した工事数量
 - イ 現地の取合い等により、委託成果品等の数量に軽微な変更が予想される工事数量
 - (2) 主要部分以外を概数による数量
 - ア 工事目的物の主要部分を積算することによって、その工費が把握できる場合における工事数量
 - イ 標準的な工法により設計計上する仮設工に係る工事数量

第3 適用の範囲

概数等発注は、次の条件を満たす工事に適用することができるものとする。

- 1 建設部建築局が発注する工事等であること。
- 2 概数等発注により工事費、工期等に著しい影響を与えない工事であること。

第4 数量確定及び設計変更の時期

- 1 数量確定

現地測量結果等に基づき、確定数量算出に係る不確定部分の一部又は全部が解消した時点で、工事打合せ記録簿により数量を確定する。
- 2 設計変更

概数として扱った数量の全部又は一部が確定した時点で、設計変更することとする。

第5 施工条件の明示

- 1 概数の表示

概数として扱う項目については、特記仕様書に明示し、設計内訳書の該当項目の備考欄に「概数」又は「概」と明示する。
- 2 特記仕様書

概数等発注を行う場合は、次に掲げる事項を特記仕様書に必ず付記する。
 - (1) 次に示した数量は概数であり、必要に応じて設計変更するものとする。

なお、設計に対して過大な出来高数量に変更するものではないことに留意すること。
 - (2) この工事においては、設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出）を受注者に行わせることがある。

- (3) 概数として扱っている事項の施工に当たっては、施工前に工事監督員と協議すること。なお、数量の確認ができない場合を除き、施工前に数量を確定すること。
- (4) 概数として示した仮設工の工事数量は、標準的な工法により算出したものであるため、取り合い等によって新たに必要となる項目についても概数として扱うことがある。

第6 概数の活用

契約事項、非契約事項に係わらず、工事費、工期等に著しい影響を与えないものについては、概数を活用することができる。

第7 設計変更図書の作成

工事の設計変更に伴う設計変更図書の作成（設計変更図面の作成及び工事数量の算出をいう。ただし、高度な応力計算等に係わる資料の作成を含まない。）を必要に応じて、受注者に行わせることができる。

この場合、当該設計変更図書の作成に要する費用については、共通仮設費に「図書作成費」として適切に計上すること。

なお、その費用の算出に当たっては、営繕工事設計業務等委託料算定資料を準用する。

附則この要領は、平成10年8月11日から施行する。

附則この要領は、平成18年5月1日から施行する。

附則この要領は、平成19年4月1日から施行する。